

令和七年六月二十三日（月曜日）午前十時零分 開会

出席委員（四十一名）

石川	渉	委員
佐藤	寿	委員
齋藤	俊一郎	委員
橋本	彩子	委員
松井	愛	委員
石川	正志	委員
阿部	恭平	委員
鈴木	学	委員
伊藤	香	委員
石塚	徹	委員
関口	暢子	委員
江部	ひとみ	委員
阿部	庸成	委員
梅津	弓嗣	委員
高橋	文一	委員
佐藤	日出夫	委員
相田	正胤	委員
佐藤	寛明	委員
遠田	光昭	委員
相田	和典	委員
遠藤	文昭	委員
菊池	美奈子	委員
今野	淳	委員
高橋	彰	委員
青木	宗明	委員
梶原	智洋	委員
五十嵐	淳一	委員
能登	正人	委員
柴田	佳寿美	委員
洪吹	栄修	委員
矢松	伸也	委員
小村	和武	委員
吉高	啓介	委員
木村	忠三	委員
加賀	正和	委員
森谷	仙一郎	委員
奥山	誠治	委員
伊藤	重成	委員
船山	現人	委員
森田	廣	委員

説明のため出席した者

知事	吉村	美栄子	君
副知事	高橋	徹	君
企業管理者	松澤	勝志	君
病院事業管理者	阿彦	忠之	君

総務部長	小 中 章 雄 君
みらい企画創造部長	會 田 淳 士 君
防災くらし安心部長	庄 司 雅 人 君
環境エネルギー部長	沖 本 佳 祐 君
観光文化スポーツ部長	齋 藤 恵美子 君
健康福祉部長	酒 井 雅 彦 君
産業労働部長	奥 山 敦 君
しあわせ子育て応援部長	黒 田 あゆ美 君
農林水産部長	高 橋 和 博 君
県土整備部長	永 尾 慎一郎 君
会計管理者	柴 崎 渉 君
財政課長	安孫子 幸 一 君
教育長	須 貝 英 彦 君
警察本部長	水 庭 誠一郎 君
代表監査委員	柴 田 優 君
人事委員会事務局長	工 藤 明 子 君
労働委員会事務局長	鈴 木 和 枝 君

午前 十時 零分 開 会

○能登委員長 ただいまより予算特別委員会を開会いたします。

県予算の総合的な審査並びに県財政及び県政課題についての調査審議を行います。

直ちに質疑質問に入ります。

佐藤正胤委員。

○佐藤（正）委員 おはようございます。自由民主党の佐藤正胤でございます。前回、二月定例会では一般質問での質問の機会をいただきました。そして今回、本定例会では予算特別委員会での質問の機会をいただきました。二議会連続で質問の機会を頂戴しましたことに心から感謝を申し上げまして、早速質問に入りたいと思います。

初めに、加速化する人口減少へどのように対応するのか、基本的な考え方について知事にお伺いをいたします。

このたびの県の人口公表時において、山形県の人口は約百年ぶりに百万人を割り込みました。少子高齢化を伴う人口減少は、山形県に限ったことではないわけではありますが、人口減少率は東北地方が高く、特に山形県は、東北では秋田県、青森県、岩手県に続き四番目に高く、全国の中でも人口減少率が五番目に高い状況にあります。

山形県においても、人口減少のスピードをできる限り抑制するための施策を展開していることは認識をしておりますが、県としては、今後も国や市町村と連携し、危機感を持った本気の対応が必要と考えます。

県では、人口減少が加速化している状況をどのように捉え、対応していこうとしているのか、基本的な考え方について、これ知事は今までも何回もお答えなさっているかと思いますが、改めて知事にお伺いしたいと思います。

あわせてまして、六月三日には今年度の新規事業であります、これは知事肝煎りの事業だと思いましたが、「やまがた未来共創会議」を開催しております。また、六月六日には第一回目、六月十九日には二回目の『『県民まんなか』みらい共創カフェ』を開催しての、知事の率直な御感想についてもお伺いいたします。

○能登委員長 吉村知事。

○吉村知事 おはようございます。お答え申し上げます。

本県人口は、一九九〇年代以降三十年以上にわたって減少が続いております。県では、これまでも様々な観点から人口減少対策に取り組んできております。

人口減少のスピード緩和に向けて、総合的な少子化対策や健康長寿を支える取組を進めております。また、若者・女性の県内定着・回帰や移住・定住の促進に力を入れております。大学進学時や就職時の若者の県外流出が多いということから、進学を受皿としても力を入れてまいりました。米沢栄養大学や東北農林専門職大学を開学し、また、米沢栄養大学には大学院を開設するとともに、現在、東北公益文科大学の公立化に取り組んでいるところです。

あわせて、人口減少下におきましても、地域社会や産業の活力の維持向上を図る観点から、女性や高齢者、外国人など多様な人材の活躍促進、産業分野における生産性の向上、さらには観光交流の拡大や県産品の販路拡大などを進めてきております。

本県が直面している人口減少は、全国的な課題であることから、機会を捉えて政府に対し東京一極集中の是正を強

く要請するとともに、政府が進める地方創生の施策を積極的に活用しながら取組を進めてきたところです。

これらの取組により、移住者数の増加や高齢者の就業率の上昇、外国人材の就業者等の増加等につながるとともに、産業分野をはじめ各界の皆様の御努力もあり、人口減少が進む中にありましても、実質県内総生産額や一人当たり県民所得は増加している状況でございます。

一方で、今後の人口見通しにつきましては、高齢者が多い本県の人口構造を踏まえますと、今後しばらくの間は人口減少が続くと見込まれます。

このため、今後は、人口減少が当面進行する中での持続的な発展とウエルビーイングを目指していくことをこれまで以上に重視するとともに、グローバル化の進展や、デジタル・AIなどの技術革新の加速、人々の意識や暮らし方の多様化、人手不足等に伴う外国人材の受入れ拡大など、様々な情勢の変化を前向きに生かして社会を変えていく視点が必要であると考えております。

こうした考えの下、行政や企業、団体の枠組みを超えて英知を結集していく場を創出するため、今年三月三日に、産業・教育・金融・労働・言論・行政などの各界の皆様が一堂に会する「やまがた未来共創会議」を開催いたしました。こうした会議は、人口減少率が高い東北各県の中でも初めての取組であります。会議で、産業界からは「経営者自身が従来の価値観を変えていく必要がある」とか、「働きやすいのではなく働きがいのある職場を女性は求めている」、また、教育界からは「マイナス思考をやめ、新たな価値観を伝えていくべき」といった前向きな発言もいただいたところです。今後も継続的に会議を開催し、各界の皆様が新たな挑戦に取り組む契機としていくとともに、県としても市町村とともに施策展開に生かしてまいります。

あわせて、今年度新たに、県民一人一人が思い描く明るい山形県の未来や、その希望を実現するためのアクションについて、私が直接お話を聞きして、共に考えるための『『県民まんなか』みらい共創カフェ』を開催しております。今年六月日には県内在住の大学生と、そして十九日には小学六年生との対話を実施いたしました。参加された皆様が自分自身のこれからと山形県の未来を真剣に考えていただくよい機会になったものと思っております。引き続き、若者や女性をはじめ、子供から高齢者の方まで、各年齢層の方々との対話を重ねてまいります。

県としましては、人口減少の中にありましても、決して後ろ向きにならず、むしろ明るい山形県の未来を切り開く好機と捉え、県民、各界や市町村の皆様とともにオール山形で英知を結集して、これからの人口減少の時代を前向きに乗り越えてまいりたいと考えているところであります。

○能登委員長 佐藤委員。

○佐藤（正）委員 知事、ありがとうございました。

人口減少を抑制する特効薬というのは、これはなかなかないわけでございます。やっぱり多角的にアプローチをしていくということが必要だと思います。今後、人口減少時代に応じた県の姿をしっかりとイメージして、人口減少が進んでも持続可能な県として輝いていけるのだという具体的な姿を県民の皆様を示すことも必要ではないかと思えます。

総合発展計画等である程度示してはいるわけですが、確かに人口減少による影響は多岐にわたるわけですが、さらには社会経済の変化は予想のつかないこともあります。それぞれの分野においてどのようなビジョンを持っているのかを県民にしっかりと伝えていくということも大切なことだと思います。

人口減少の影響を少しでも抑制して、その課題解決に向け、県民総ぐるみで前向きな姿勢で対応できるよう、県当局においてもますますチャレンジングで積極的な施策の展開を期待いたしますし、県民の皆様が前向きにチャレンジできる環境を整えるためにも、我々議員も力を尽くしてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

それでは次の質問に移ります。

次に、水産研究所職員の死亡事故に関する調査内容とその対応について、人事委員会事務局長にお伺いいたします。

本年四月に、県水産研究所の職員がお亡くなりになるという痛ましい事故が発生いたしました。御家族の御心痛をお察しするとともに、お亡くなりになられました職員の御冥福を心からお祈り申し上げます。

この事案については、原因究明と責任の追及をしっかりと行い、今後二度と同一ような痛ましい事故が発生しないように体制を整備していく必要があります。

そうした同じ思いで、代表質問でも一般質問でも先輩議員、同僚議員から質問がなされたわけですが、私からは少し視点を変えて、今回のこの事案について調査を行った県の人事委員会では、どのような視点で、どのような手法で調査を行ったのか、その結果はどうであったのかをお伺いいたします。

また、水産研究所から提出された再発防止策に対しては、これは実効性があるものなのか、再発防止につながるものであるかなどの視点で厳しいチェックが必要だと思いますが、職員が死亡したという重大案件に対して人事委員会ではどのように対応したのか、お伺いをいたします。

○能登委員長 工藤人事委員会事務局長。

○工藤人事委員会事務局長 調査内容とその対応についてお答え申し上げます。

労働者の安全と健康確保を目的としている労働安全衛生法には、労働災害を防止するための基準や事業者が果たすべき責務が規定されており、その遂行状況等の確認は、県の事業場につきましては、人事委員会が担うこととされております。

このたびの事故を受けて、当委員会では、四月十日及び十五日に水産研究所に立入調査を実施いたしました。立入調査では、労働安全衛生法の遵守という観点から、日頃、職場環境の安全点検が行われていたか、職員に対する業務研修が適切に行われていたか、手順書どおり作業が行われていたかなど、同所職員から聞き取りを行うとともに、潜水器具や関係書類の検査を行っております。

その結果ですけれども、安全・衛生に関して職員の意見を聴くための機会が設けられていない、潜水器具の点検・修理等の記録がなされていない、職員が着任したとき等において安全・衛生のための教育が実施されていないなどの労働安全衛生法違反の事実があり、安全衛生管理体制の不備が認められました。これを踏まえ、違反事実の是正を求めるとともに、陸上における監視者を含めた適切な作業体制の確立、潜水作業マニュアルの見直しと職員への周知・徹底、職員の作業状況の十分な把握と管理等について改善を求めたところです。

これらに対し、五月三十日に提出のあった改善報告書には、職員の意見聴取の機会の設定や安全衛生教育の実施、高気圧作業安全衛生規則を踏まえた作業方法等が明記されており、法令で定める事業者の責務が網羅され、潜水作業基準を満たす内容であることを確認しております。また、先般新たに整備された潜水作業マニュアルの周知状況を確認したところでございます。

人事委員会といたしましては、これらの改善報告に基づく取組が組織全体として共有され、着実に実行されることが重要でありますので、今後も現場に赴き改善状況を確認するなど、労働基準監督機関としての役割を果たしてまいりたいと考えております。

○能登委員長 佐藤委員。

○佐藤（正）委員 改善報告書等を出されていて、それを実行するかどうかというところが一番の課題になってくると思います。

人事委員会、これは人事行政の公平性と中立性を確保するというのが主な仕事であると思いますが、一方で、原則、労働基準法が適用されない公務員にとっては、人事委員会が労働基準監督機関としての役割を担っているわけです。人事委員会がしっかりしないと職員を守れないということになるんだと思います。

今回の事案を受けて、水産研究所はもちろんのこと、県の組織全体の体制整備や人員不足、職務内容の改善などについても様々な検討が必要になると考えますが、人事委員会では業務の安全管理体制などについて、それぞれの任命権者に対してどのような対応を求めているのか、お伺いをいたします。

○能登委員長 工藤人事委員会事務局長。

○工藤人事委員会事務局長 人事委員会では、毎年度、所管する県の各事業場約百六十事業場に対し、労働安全衛生体制の維持向上を図るため、関係法令の遵守状況を確認する労働基準監督調査を実施しております。今年度は新たに、労働災害防止の観点から、危険作業に関する法令の確認状況や、労働災害における要因の把握状況を調査項目に加えるなど内容を充実し、安全意識の向上を図ったところでございます。

また、各事業場におきましては、こうした労働基準監督調査等を通して、組織における適切な業務管理、安全な作業体制の確立、教育・研修などの取組を再確認する機会とするなど、日頃から自主的に安全衛生管理体制の構築に取り組むことが重要でございます。

人事委員会としましては、その取組が着実に実行され、安全な職場環境の確保につながるよう、労働基準関係事務の手引等の活用により周知・啓発を図るとともに、労働災害発生リスクの高い事業場に対しましては、法令上必要な措置を講じているか実地による確認をするなど、指導監督を強化してまいりたいと考えております。

○能登委員長 佐藤委員。

○佐藤（正）委員 昨年は、災害によって将来有望な警察官二名が命を落としています。そして、今年も水産研究所の優秀な職員の命が奪われたわけであります。

こうした事案は、二度と繰り返してはいけなことだと思います。県として組織体制をしっかりと整備をして、職員が安全に安心して働くことができるよう、職員の安全管理体制の整備・充実に向けて緊張感を持って取り組んでいただくことを強く希望いたします。

工藤局長、ありがとうございました。

それでは次に、水産業の振興について農林水産部長にお伺いをいたします。

一般質問で、漁業支援の基本的な方向性については石塚慶議員から質問がなされたわけでございますが、私からは少し具体的な質問をさせていただきます。

日本海沿岸、庄内浜の海洋環境は大きく変化をしています。漁獲量も大幅に減少して、取れる魚種も変化しています。

こうした状況に対応し、県内の漁業を守るために、様々な努力と工夫、これが必要になってきます。特に、つくり育てる漁業の推進を図るために、アワビやヒラメ、トラフグなどの栽培漁業を推進することは、山形県の水産業を振興するために必要不可欠な事業であると思います。

県では、こうした栽培漁業についてどのように推進していこうと考えているのか、お伺いをいたします。

また、同時に、庄内浜産水産物のブランド化における魚種の拡大やその推進体制を強化するためにも、安定供給に向けた蓄養が重要であると考えますが、蓄養についてもどのように進めていくのか、お伺いをいたします。

○能登委員長 高橋農林水産部長。

○高橋農林水産部長 ただいま、つくり育てる漁業の推進についてお尋ねいただきましたので、お答えさせていただきたいと思います。

県では、水産資源の維持・増大を図るため、令和五年度に第八次栽培漁業基本計画を策定して栽培漁業を推進しているところでございます。計画では、アワビ、ヒラメ、トラフグ、ナマコを生産・放流を推進する魚種に位置づけているところであります。これらのうち、ヒラメとトラフグにつきましては、漁獲量が減少する魚種が多い中、漁獲量がほぼ横ばいであり、これまでの放流の効果が現れているものというふうに評価しているところでございます。

一方で、アワビにつきましては、放流種苗の質の問題や外敵、具体的にいうとクロダイとタコになりますけれども、そういった外敵からの食害によって、必ずしも放流が資源量の回復につながっていないということがございます。そうしたことで、放流種苗の質の改善や、食害を受けにくい放流時期とその手法の研究に取り組んでいるという状況でございます。また、ナマコにつきましては、技術開発の初期段階であるということで、現在、種苗生産の安定化とその量産化に向けた取組を進めているという状況でございます。

栽培漁業の新たな対象種ということになりますと、現在、日本海に生息し、単価の高いアカムツ、いわゆるノドグロの種苗生産技術や、漁港等の波が穏やかな海域を利用した食用海藻類、具体的に言いますとアカモクとかそういった類いのものになりますけれども、そういったものの増養殖技術の開発にも着手しております。

今後も、種苗生産や放流技術の開発に取り組み、水産資源の確保につながるつくり育てる漁業を推進してまいりたいと考えております。

次に、蓄養でございますけれども、なぎやしけによる出漁状況に左右されずに出荷が可能になるということで、出荷調整による販売価格の向上に加え、本県漁業の弱みであります安定出荷に資する取組として期待されているという状況であります。

このため県では、令和二年度から五年度まで、県の栽培漁業センターにおいてモデル事業を実施し、マダイやヒラメなどの蓄養期間や出荷のタイミングなどを検討してまいりました。その結果、マダイやヒラメの収益性の向上というものは確認されておりますが、一方で、蓄養中のへい死のリスク、いわゆる魚が死ぬということですので、そのリスクや費用対効果など、事業化に向けた解決すべき課題が残されているという状況であります。このため、漁業者や漁協と連携し、適正な蓄養期間や飼養数、販売方法などについて検討を進め、より収益性の高い蓄養の先行モデルにしていきたいというふうに考えております。

また、令和六年度からは、漁業者からの要望が多いズワイガニについて、漁協を中心に蓄養と活魚出荷に取り組み、初年度の令和六年度は一・三トンを出荷し、約五百万円の増収効果も確認されております。さらに、スルメイカや近年漁獲が増えておりますケンサキイカなどのイカ類につきましても、活魚での試験出荷にも取り組んでいるところでございます。

引き続き、漁業者と漁協と連携して蓄養の事業化を促進し、漁業者の所得向上と安定出荷につなげてまいりたいと考えているところでございます。

○能登委員長 佐藤委員。

○佐藤（正）委員 県でも積極的に栽培漁業、蓄養を進めていただいているということが分かりました。「庄内は海があつていいのう」って言われるんですが、山形県の手です。山形県の漁業を守るためにも、栽培漁業、蓄養は重要な事業であります。それぞれ自然相手の事業ですので、すぐには結果が出ないものだと思いますけれども、引き続き積極的な取組を期待いたします。

次に、担い手の確保について伺います。

人手不足の解消や、担い手の確保・育成については、水産業に限らず全ての産業での課題となっているわけですが、特に水産業においては、担い手はもとより、乗組員の確保などにも苦慮している状況にあります。

こうした状況を踏まえ、県では水産業に携わる担い手の確保、乗組員の確保対策についてどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○能登委員長 高橋農林水産部長。

○高橋農林水産部長 ただいまの担い手確保対策についてお答えしたいと思います。

本県の漁業者は、高齢化が進む中、後継者が不足しており、担い手の確保が重要な課題となっております。このため、県では、就業の動機づけの段階から、漁業者になるための準備・研修段階、そして独立して経営を軌道に乗せるまでの段階と、各段階に応じて担い手の確保と定着に向け、きめ細かに支援しているところでございます。

最初の動機づけの段階でございますけれども、これについては昨年度から新たに漁業就業支援サイト「やまがた漁業START」というのを立ち上げ、先輩漁師の生の声や漁師になるための支援制度などを発信し、本県の漁業に関心を持っていただける方の掘り起こしに努めている状況でございます。

また、本県漁業に関心をお持ちの方には、実際に漁業を体験し、地元の方々と交流していただく「ぷち漁業体験」を今年度から実施し、就業の実現に向けて後押ししてまいりたいと考えているところでございます。

準備・研修の段階では、市町と協調し、転居費用や家賃を助成するとともに、研修中の生活費も支援しているところでございます。さらに、水産庁の年間百五十万円の就業準備資金、これは最長二年間でございますけれども、その支援制度では、四十五歳未満の就業希望者が支給対象となっておりますので、県独自に四十五歳以上の方も対象とした支援制度を設けて、幅広く人材の確保に努めているところでございます。

また、同じく水産庁の支援の対象外となります漁家出身者につきましても、県では、漁業者の事業承継を促す観点から、市町と連携して独自に年百五十万円、一年間でございますけれども、給付金を支給して支援しているところでございます。

独立して漁業を営む段階となりますと、県単独事業として漁船や漁具等の取得をオーダーメイド型で支援するとともに、収入が安定するまでの三年間に限ってでございますけれども、年間百五十万円の所得補償を行い、経営の安定化を支援しているところであります。

一方で、これまで新規就業希望者と受入れ地域との関係構築がうまくいかずに、定着に至らないケースもございました。そういったことで、今年度から地域の受入れ体制を整備するため、民間事業者のノウハウを活用して、地元漁業者と地域住民などを対象にワークショップを開催し、担い手育成のアクションプランを策定するなど、地域ぐるみで新規参入者を受け入れ、定着を促す取組も始めることとしております。

底引き網などの漁船乗組員については、漁業経営者が十分な給料を支払えず、離職するケースもあるというふうにお聞きしております。このため、新たな就業希望の相談があった際には、速やかに求人のある漁業経営者に紹介するとともに、新たに乗組員を雇用した際に賃金の補助が受けられる水産庁の支援制度の活用を促して、乗組員の確保につなげてまいりたいと考えております。

今後とも、沿岸市町と連携して、本県の実情を踏まえたきめ細かな支援を実施し、本県漁業の担い手確保に努めてまいりたいと考えております。

○能登委員長 佐藤委員。

○佐藤（正）委員 様々な施策を展開していただいているようでございます。人手不足の課題を少しでも解消するために、港湾の整備はもとより、栽培漁業、蓄養、スマート水産業の推進であったり、労働環境の改善、後継者の育成、また、外国人労働者の活用など多くの施策を組み合わせることで、持続可能な水産業の未来を築くことができると考えます。漁業を守るためにも、山形県の手を守るためにも、引き続き効果的な施策の展開を望みますし、現在見直しの作業が行われている水産振興計画、これにもしっかりと反映をさせていただきたいと思っております。

次に、より具体的な質問となりますが、先日、鼠ヶ関の機動船の船主の皆様とお話をさせていただく機会がございました。その中で、具体的な施策についての提案がありました。

一つ目は、現在支援が行われている漁業者燃油高騰対策特別支援事業費補助金について、令和七年六月までの購入分が対象となっているわけですが、燃油高騰が続く中で、こうした補助金の延長継続をしてほしいというものであります。漁船は、船の大きさや機能、旧式・新式などの差はあるわけですが、燃料一リットル当たり四百メートル程度しか航行できないそうであります。一回漁に出れば、ドラム缶で数本の燃料が必要であると。

庄内浜においても、海水温の変化や潮位、潮の流れの変化で漁獲量が減っていて、さらには、取れる魚種も変化して、魚価も安定しない昨今の状況で、燃油がこれだけ高騰しては、漁に出るたび赤字がかさむばかりで、このままでは生活がままならないと、漁業を続けることができなくなるという悲痛な訴えがありました。

また、漁業関係者にとって有効な補助金でありましたが、先ほども答弁にありましたが、これまで大変喜ばれてきたオーダーメイド補助金については、補助金の対象や内容の見直しを行ったとのことですが、今回実施されたオーダーメイド補助金の見直しの内容と変更を行った背景、意図などについて伺いをいたします。

○能登委員長 高橋農林水産部長。

○高橋農林水産部長 漁業者への支援策についてお答えさせていただきたいと思っております。

漁獲量の減少に伴う収入減と燃油・資材価格の高騰による経費の増加で、漁業経営が大変厳しい状況にあるということにつきましては、私も漁業者の皆様から直接お聞きしているところでございます。

県では、このような状況を踏まえ、燃油はもとより、魚箱や氷、漁網、ロープなどのいわゆる漁業用資材についても、価格の上昇に伴う漁業者の負担を軽減するための補助制度を設けております。それらによって、漁業者の収益改善を支援しているところでございます。

なお、これらの物価高騰対策につきましては、委員からもありましたように、本年六月までとなっておりますが、漁業者を取り巻く厳しい状況に鑑み、七月以降の支援の在り方につきましても、現在、検討を行っているところでございます。

また、こうした足元の課題に対応しながら、本県水産業の将来を見据えた取組も展開していく必要がございます。このため、漁業者の多様なニーズに対応し、チャレンジを応援する自由度の高いオーダーメイド型の補助制度につきましては、市町村と連携して創設し、令和三年度から昨年度までは山形県水産業成長産業化支援事業として、四年間で延べ七十一件を支援しているという状況でございます。

今年度からは、委員からもありましたように「がんばる水産業支援事業」にリニューアルし、水産業の成長産業化に向けた、より意欲的な取組を促進するために、補助率や対象経費の見直しを図ったという状況でございます。具体的な見直しの内容ですけれども、新規の漁業就業に係る漁船整備など、新たな生産力を生み出す取組や、サケのふ化施設の整備など公益性の高い水産資源を増やす取組につきましては、補助率を昨年度までの原則二分の一から五分の三に引き上げ、重点的に支援してまいりたいと考えております。

一方で、限られた予算を、より成長につなげる漁業者の取組に重点配分していきたいという考えの下に、経営基盤の維持にとどまるような漁労機器、いわゆる漁具等ですけれども、そういったものの更新につきましては、補助率を原則二分の一から四分の一に変更するとともに、漁網やロープ等の消耗品のいわゆる単純更新は対象外にしたところでございます。

なお、今年度は全体で二十件を採択し、そのうち新たな生産力を生み出す取組として七件を採択しております。主なものとしては、新規就業者が中古船を整備したり、サケの放流施設の機能強化を図るための投資であったり、そういったものを支援しているところでございます。引き続き、本県水産業のさらなる振興に向け、漁業者の意欲的なチャレンジを支援してまいりたいと思います。

一方で、燃油や資材価格の高騰が漁業経営を圧迫している現状につきましては、漁業経営の維持に必要な機器や資材の購入に対する支援が求められていると認識しております。このため、「がんばる水産業支援事業」では対象外となる漁網やロープ等の漁業用資材につきましても、現在検討中の物価高騰対策の中で、きめ細かに対応していけるように検討を進めていきたいと考えているところでございます。

○能登委員長 佐藤委員。

○佐藤（正）委員 成長産業化に向けてという変更内容は分かりましたが、こうした変更は、必ずしも漁業関係者のニーズに合っていないという声もいただいております。さらに検討するという、今、答弁もいただきましたので、ぜひ漁業関係者に寄り添った形での検討をしていただければと思います。

どの産業も、燃料や資材の高騰、価格の低迷、人手不足に悩んでいるわけでありますけれども、県内漁業者への支援については、漁業者や漁業協同組合などの意見も参考にしながら、今後も積極的な施策を展開していただきたいと思います。

高橋部長、丁寧な御答弁どうもありがとうございました。

次に、地域を支える建設企業のＤＸの推進に対する県の支援について、県土整備部長にお伺いをいたします。

建設企業、これは地域インフラの安定的な整備・維持管理に加えまして、災害時には現場の最前線で応急復旧に従事する地域の守り手であると同時に、地域の経済や雇用を支える地域創生の担い手でもあります。こうした地域を支える建設企業は、現在、燃油や原材料費の高騰、人手不足にあえいでいるという状況にあります。

また、公共事業も含め、建設投資は平成八年度のピーク時と比較すると半分程度に減少しておりまして、大変厳しい状況に置かれているということは県当局も認識しているものと思います。

建設企業においては、こうした厳しい状況にありながらも、事業を継続するために仕事を確保する必要がある一方で、人手不足も深刻であることから、生産性の向上や働き方改革に取り組まなければならない状況にあるわけです。

こうした課題を解決するためにも、現場の省力化・効率化が図られる建設ＤＸの推進が求められているわけですが、特に三次元データを活用したＩＣＴ活用工事や、ＡＩや無人化などのデジタル技術の導入が大きな鍵となります。

そこで、そのための新たな機械や設備の導入への支援のほか、ＩＣＴ技術を活用できる高度な技術を有した人材の確保・育成に向けた支援が必要と考えますが、ＤＸを推進する建設企業に対してどのような支援を展開するのかお伺

いたします。

○能登委員長 永尾県土整備部長。

○永尾県土整備部長 地域を支える建設企業のDXの推進に対する支援についてお答え申し上げます。

地域の建設業は、社会インフラの整備や維持管理、老朽化対策を担うとともに、大雨被害からの復旧や豪雪時の除排雪でも大きな役割を果たしている県民生活の守り手であり、四万人を超える雇用を支える重要な産業でもあります。県といたしましては、こうした地域を支える建設業が将来にわたって発展していくことができるよう、しっかりと支援していく必要があると考えております。

その建設業における喫緊の課題は、委員御指摘のとおり、人手不足への対応であり、建設業をより魅力的な産業とするためにも、官民一体となって生産性の向上を進める必要があると考えております。

このため、県では、関係団体との連携の下、令和五年十二月に山形県建設DX推進戦略を策定し、来年度末までにICT活用工事等の割合を全体の七割まで拡大する高い目標を掲げております。

その達成に向けましては、企業に対する支援体制が重要であり、政府や県のDX関連の補助制度を研修会や県ホームページなどを通して周知しております。また、ICT活用になかなか踏み出せない企業を後押しするため、ICTを一部の工程でのみ活用する工事についても総合評価落札方式の入札で加点評価するインセンティブを設けております。

さらに、ICT活用のノウハウの習得や人材不足への支援として、専門的知見を有する企業と不慣れな企業をマッチングする「やまがたICT支援隊」制度を昨年六月に創設し、現在二十社から登録いただいているところでございます。また、人材育成に向けましては、官民双方の技術者向けのDX研修会を令和五年度から開催し、これまで延べ一千人を超える技術者に参加いただいております。

ICT活用に取り組んだ企業からは、生産性向上の効果を実感する声が多数出ております。ある県内企業は、ICTの活用により大幅に工期が短縮でき、また、作業員のリスク軽減や休暇取得の増加にもつながったことが評価され、有識者や国土交通省、東北六県等で構成する団体より「みちのくインフラDX奨励賞」を受賞いたしました。

今後は、DXのさらなる活用に向けて受発注者双方の理解を深め、ニーズに即した対応を講じることで、企業における着実な取組につなげてまいりたいと考えております。

○能登委員長 佐藤委員。

○佐藤（正）委員 建設業も裾野が広い産業でありますので、例えば設計事業者であったり、生コンとかコンクリート製品の製造企業であったり、ダンプ・トラックの運送事業者、鉄筋など、また塗装などもあるわけです。こうした多くの関連する事業者に対しても目を向けていかないと、このインフラの整備・維持管理はできないと思いますので、広い視野を持ってDXの推進というところを進めていただくようお願いを申し上げます。

引き続き、荒瀬川流域の治水対策についてお伺いいたします。

昨年度は最上川水系、日向川、月光川水系において未曾有の水害が発生したわけであります。こうした水害を防止するために、最上川下流・中流緊急治水対策プロジェクト及び日向川水系・月光川水系緊急治水対策プロジェクトの両プロジェクトが進行しており、六月十五日には合同の着工式が行われ、私も出席をさせていただきました。

着工式の中で、それぞれの事業の概要説明を受けたわけですが、このプロジェクトには、被害を軽減するためのソフト対策と、氾濫をできるだけ防ぐハード対策が定められているようです。

ソフト対策の一つとして、水害リスク情報の空白域を解消するため、令和七年五月二十三日に全ての山形県管理河川において、洪水浸水想定区域が指定されました。これまでは、最上川、赤川等、水防上重要な河川で指定されていたものが、令和三年の水防法改正に伴い、追加指定されたものと認識をしています。

この件については、一般質問で相田光照議員からも質問がなされていたわけでありますが、この指定は、今後、浸水被害を想定した河川の安全管理や県民の命と財産の保護につながるものでありますし、気候変動による降水量の増加、局地化、大雨期間の長期化などに伴って激甚化・頻発化する災害に対応するためにも適切な指定であると思います。

同時に、今回の指定によって、市町村が作成・公表するハザードマップ等に速やかに反映することで、プロジェクトのハード対策と併せまして、河川の近隣住民のみならず、多くの県民の安全安心な暮らしを支えることになると思います。

激甚化・頻発化する大雨による浸水被害を防止するためにも、両プロジェクトの推進に大きな期待を寄せるものがありますが、今回の質問では、昨年七月の大雨で特に被害が大きかった荒瀬川への対応についてお伺いをいたします。

具体的にどのような事業・工事を実施して、どのような効果が望めるのか、また、このプロジェクトを進めるに当たって、酒田市との連携はもとより、河川の近隣住民との連携・協力体制を築くことが重要であると考えますが、県ではどのように進めようとしているのか、お伺いをいたします。

○能登委員長 永尾県土整備部長。

○永尾県土整備部長 荒瀬川流域の治水対策についてお答え申し上げます。

本県では、近年、頻発化・激甚化する大雨災害に対応するため、国・県・市町村等あらゆる関係者が協働し、ハード・ソフト対策を一体的に進める流域治水の推進に力を入れております。

このような取組を進めている中で、令和六年七月の大雨により甚大な被害を受けたことから、最上川下流・中流域及び日向川・月光川の流域では、再度災害防止に向けた緊急治水対策プロジェクトをそれぞれ策定いたしました。今月十五日には、知事、酒田市長をはじめ多数の関係者に御出席をいただきまして、両プロジェクトの合同着工式が開催され、関係者一体となった治水対策の推進に向けて気持ちを新たにいたしましたところでございます。

このうち、委員から御質問のありました荒瀬川流域の事業につきましては、原形復旧に加えまして、河道の拡幅や掘削、堤防整備、橋梁架け替え等の工事により流下断面を拡大する改良復旧に取り組んでまいります。さらに、溪流に砂防堰堤等を整備し、土石流の発生による河川への土砂流入を防止する対策を進めるなど、令和六年七月の大雨と同規模の降雨に対しましても、越水や溢水による被害を生じさせない対策を実施してまいります。

これまでに応急工事が完了し、現在は堆積土砂の撤去工事を行うとともに、測量や設計業務を進めており、令和十年度の完成を目標に護岸工事等の早期着手を目指してまいります。

一方で、今後大規模な事業を短期間で進めていくためには、関係機関や部局間の連携、地域住民の皆様方の御理解が肝要となります。そのため、県庁及び庄内総合支庁の河川、農地、治山、砂防事業の所管課で構成する連絡調整会議を開催し、円滑な復旧事業の執行に取り組んでおります。

また、地域の自治会長等で組織された復興推進委員会への説明におきましては、酒田市と連携して、河川、農地、治山、砂防の担当者が参加し、幅広い視点で住民の方々の御意見に対応することで、事業への御理解をいただけるよう努めております。

さらに、今年度からは「庄内地域豪雨災害復旧通信」を毎月発行するなど、地域住民の皆様への情報発信を強化してまいります。

県といたしましては、今後も関係機関としっかりと連携を図りながら、早期の復旧復興に取り組んでまいります。

○能登委員長 佐藤委員。

○佐藤（正）委員 災害に遭われた河川流域の皆さんは、このプロジェクトに大変大きな期待を寄せているものと思います。令和四年十二月に鶴岡市西目で土砂崩れがありまして、その復旧工事の際には関係住民の皆さんに丁寧な情報を発信して、被災者に寄り添った工事を実施していただきました。今回のこのプロジェクトにおいても、流域の住民の皆様の声丁寧にお聞きしながら、国、市とも十分に連携して整備を進めていただくことをお願い申し上げます。

部長、どうもありがとうございました。

次に、外航クルーズ船の見通しと予想される効果について、観光文化スポーツ部長にお伺いいたします。

令和六年十月公表の令和五年度山形県観光者数調査によれば、令和五年の山形県の外国人旅行者受入れ延べ人数、これは四十万一千九百四十八人となり、現在の調査方式になった平成二十五年以降、過去最高であったとの調査結果が公表されています。今後も、このインバウンド需要は拡大すると思いますが、山形県においても、その対応に多角的なアプローチが必要になってくるものと考えられます。

日本を訪れる外国人観光客も右肩上がりに増加している状況にありますが、訪問先は、残念ながら東京、京都、大阪をつなぐいわゆるゴールデンルートなどに集中して、また、各地でオーバーツーリズムの問題が発生しています。そのような中で、人気観光地や都市圏にばかり観光客が集まり、なかなか地方には来てもらえない。外国人観光客をいかに地方へ誘導するかが課題となっているわけです。

人口減少が進む中で、インバウンドの受入れは、交流人口を増加させるためにも重要な施策であることは言うまでもありません。山形県においてインバウンドを拡大するために、国際チャーター便と外航クルーズ船の受入れを積極的に実施してきたと認識をしています。こうした中で、残念ながら昨年度の国際チャーター便の就航はありませんでした。

一方、外航クルーズ船については、昨年度は七隻が酒田港に寄港しており、今年度は九隻の寄港が予定されていると伺っています。外航クルーズ船については、関係者の御努力もあり、受入れ体制の整備等が功を奏して寄港が増えつつあるようです。

国際チャーター便も外航クルーズ船についても、山形県の観光施策の柱の一つとなりつつあります。こうしたインバウンド需要を逃さずに受入れを進めていくことで、交流人口の拡大や、港や空港の整備、国際化対応の促進、また、二次交通の充実や主要観光地の環境整備など、多方面に大きな効果を与えるものだと思います。

国際チャーター便、外航クルーズ船ともにインバウンドに影響する重要な事業であります。今回の質問では外航クルーズ船に絞って伺います。

県では、外航クルーズ船の県内観光産業に与えたこれまでの効果をどのように捉えているのか。また、様々な効果があったと同時に課題もあると思います。こうした効果や課題を踏まえまして、今後の外航クルーズ船受入れの方向性についてどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○能登委員長 黒田観光文化スポーツ部長。

○黒田観光文化スポーツ部長 外航クルーズ船の見通しと予想される効果についてお答え申し上げます。

酒田港を寄港地とする外航クルーズ船の誘致につきましては、官民一体の組織である「〃プロスパーポートさかた、ポートセールス協議会」の誘致部会において、精力的に取り組んでまいりました。また、寄港の際も、和太鼓による迫力ある演奏等の歓迎のおもてなしは、乗客の皆様から好評を得ており、船会社からも、「酒田港は港や町なかでのおもてなしが魅力的であり、数ある港の中でも上位の評価である」とのお話もいただいているところです。

このような取組を継続して行ってきた結果、今年度は五回の初寄港を含む計九回の寄港が予定され、来年度につきましても多数の問合せをいただいております。今年度を上回る寄港を見込んでいただいております。

これまで、酒田港には平成二十九年のコスタ・ネオロマンチカの初寄港以来、コロナ禍による中断を経て、累計二十五回のクルーズ船の寄港があり、酒田市をはじめ庄内地域を中心に大きく二つの効果が生み出されてきたものと考えております。

一つ目は、地域経済の活性化が挙げられます。寄港時には一度に多くの観光客が訪れることから、町なかの飲食店にぎわうことに加え、旅を楽しむクルーズ船の乗客は経済的に余裕がある方が多いこともあり、土産物店などを中心に売上げがふだんを大きく上回る効果が出ております。また、乗客の周遊やオプションツアーに地域のバスやタクシーが数多く活用されるなど、観光業のみならず、広範囲に経済効果が波及しているものと考えております。

二つ目は、地域住民によるおもてなしを通じた、国際交流の推進や多文化共生への理解が進むことです。地元小学生と外国人との触れ合いや高校生による外国語での観光案内など、ふだんなかなか経験できない国際交流の機会が創出されるとともに、乗客への説明のため地元の地理や歴史を調べることで改めて地域を知るきっかけとなるなど、地域に対する愛着の醸成にもつながっております。

一方、クルーズ船は午前中に入港し、夕方には出港して船内で宿泊する行程が基本であるため、限られた滞在時間の中でいかに地域の魅力を知っていただき、再訪につなげていくかが重要であります。

県としましては、新たに地元の温泉旅館やホテルでの食事等をオプションツアーとして造成するとともに、来年の出羽三山の「午年御縁年」や加茂水族館のリニューアルオープンなども好機として、特別感のあるコンテンツを地元と一体となって提案しながら、個人旅行での再訪にもつながるよう、引き続きクルーズ船の誘致に取り組み、より一層の地域活性化を推進してまいります。

○能登委員長 佐藤委員。

○佐藤（正）委員 今後、酒田港本港の整備が整えば、さらに入港する船が増える可能性もあると思いますので、国際クルーズ船の経済効果、これを県内全体に広げ、県内観光の大きな柱の一つとなるように、今後もますます力を入れていただきたいと思います。

黒田部長、ありがとうございました。

次に、庄内空港の国際化対応についてお伺いしますが、その前に、現在、山形新幹線E8系の不具合によって、大幅にダイヤが乱れて混乱をしているという状況にあります。これは、県内のビジネス利用者、六月はサクランボのシーズンですので観光にも大変大きな影響が出ていると思いますが、県ではどのように対応しているのでしょうか。

○能登委員長 會田みらい企画創造部長。

○會田みらい企画創造部長 山形新幹線の車両故障による障害ですけれども、六月十七日に事案が発生しまして、東北新幹線内で山形新幹線の新型車両E8系が電源トラブルにより止まったということで、当日は四本、同様の事案が発生しているようですけれども、結果的に、それを境にして、山形新幹線は列車本数を減らした上で、一部の直通列車を除いて福島—山形—新庄駅間で折り返し運転を行っているという状況です。そのため、山形と東京方面を新幹線で移動する場合には、ほとんどの場合は福島駅で乗り換えなければならないということでございます。

今日現在のJRの発表によりますと、六月十七日から二十二日までの間で運休が百七十二本、遅れが十八本、都合四万二千人を超えるお客様に影響を与えているということをJRのほうでは把握しているようです。JR東日本のほうでは、故障原因が判明するまでの間、E8系単独での運転は全て取りやめという方針を示しておりまして、結果的にはE3系という旧型車両をできるだけ使うようにしているという状況です。

現時点において復旧の見通しは立たず、二十六日までの運休体制といえますが、障害が発生していることを前提とした折り返し運転というものを二十六日まで継続するという見通しがJRから発表されている状況でございます。

私どもも正式には、それ以上のことはお聞きしていない状況ではあるのですが、山形新幹線は、委員御指摘のとおり、ビジネス、観光において大変重要な、山形県にとっての重要な大動脈でありますので、今回の事案に関しては、

J R東日本に対しまして、様々なチャンネル、様々な機会を捉えて、早期復旧、それから復旧するまでの間の利便性、今、福島駅で乗り換えるときに階段を上ったり下りたりをしなきゃいけないということがありますんで、そういうことについての御配慮、十分に余裕を持った乗換え時間の確保等々を要請しているところでございます。

山形新幹線は東北新幹線と一緒に、今年三月にも「はやぶさ」「こまち」の連結外れ事案というのがございまして、その際にも十日間程度、運休または遅れが生じたということでございまして、トラブルが続いているという状況にあります。先ほど申し上げましたとおり、本県における山形新幹線の重要性を踏まえていただいて、しっかり復旧、それから原因究明がなされるよう強くJ Rに申し上げたいと、要請してまいりたいと考えております。

本日午後、私、J R東日本の東北本部のほうに参りまして、今申し上げたようなことをしっかり申し上げるつもりでおります。

○能登委員長 佐藤委員。時間が迫っておりますので簡潔にお願いします。

○佐藤（正）委員 まさしく山形県と首都圏を結ぶ大動脈でありますので、安全運行が一番の基本となるわけですが、情報収集をしっかりと、J Rにも強く復旧を訴えていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○能登委員長 佐藤正胤委員の質疑質問は終わりました。

この場合、休憩いたします。

午前十一時十分再開いたします。

午前 十一時 一分 休 憩

午前 十一時 十分 再 開

○能登委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑質問を続行いたします。

この場合、申し上げます。橋本彩子委員より画像資料等の使用の申出があり、これを許可しましたので御了承願います。

橋本彩子委員。

○橋本委員 皆様こんにちは。お疲れさまです。

県議会議員として任期三年目に入りました。二年前の六月議会、県議になって初めての議会で、この予算特別委員会に立たせていただきました。その際、冒頭に、福島県に住んでいた自分がなぜ山形県に移住にしてきたのかをお話申し上げました。くしくも今週末、その福島県の実家から夫の両親が山形へ移住してまいります。十四年ぶりに家族六人での暮らしが再開することに喜びを感じながら、そして、この山形県でしっかりと根を張って、腰を据えて活動していくことを改めて心に刻みながら、質問に入らせていただきます。

それでは、西村山新病院について伺います。

今年三月、県立河北病院及び寒河江市立病院の統合再編・新病院整備に向けた基本構想が決定されました。今年度は、より具体的な計画として基本計画を策定するとお聞きしています。令和十三年中の新病院開院に向けて様々なワーキンググループを設置され、具体的に動き始めていると認識しています。

今月二日、西村山新病院に関する第五回運営委員会が開催されました。三月の基本構想で出された七つの建設候補地が三つに絞り込まれました。地域住民の方が大きな関心を寄せておられる立地場所については、今後、吉村知事と齋藤市長が出席される協議会が開催され、建設予定地が決定されるとお聞きしています。

そこで改めて、七つあった建設候補地をどのような考えで絞り込んでいかれたのか、運営委員会の委員長でもある健康福祉部長にお伺いします。

○能登委員長 酒井健康福祉部長。

○酒井健康福祉部長 建設候補地の絞り込みについてお答えをさせていただきます。

県立河北病院と寒河江市立病院を統合再編する新病院の立地場所の選定に当たりましては、段階的な選定プロセスの下、客観的な評価基準やその考え方を丁寧にお示ししていくことが重要と考えてございます。

このため、今年三月に策定した基本構想では、新病院の立地場所の選定について、大きく三段階の選定プロセスを経ながら、複数の建設候補地を七つの立地条件の視点に照らして総合的に評価し、優先順位をつけた上で、評価の高い候補地を絞り込むこととし、その第一段階として七か所を抽出いたしました。

今年度は、その第二段階として、先月、両病院の院長をはじめ、山形大学からも御参画いただいて専門部会を開催し、客観的な評価基準に基づき、七か所の建設候補地に優先順位をつけた上で、今月二日に私や寒河江市副市長から成る運営委員会を開催し、優先順位の高い順から、寒河江市立陵東中学校敷地、寒河江市立陵南中学校敷地、寒河江市立病院敷地の三か所を候補地として絞り込んだところであります。

建設候補地の評価基準やその考え方につきまして、特に留意した点を申し上げますと、「交通アクセス」や「災害動向」「診療エリアの継承」など七つの視点に着目し、合計三十六項目にも及ぶ多様な評価項目を設け、それぞれの評価点の合計が総合的な評価となるようにしております。

なお、個々の評価に当たっては、統計データや公表指標、距離や居住人口など、主観的な判断に左右されない客観的な数値を用いるなど、公平性・客観性に特に留意したところであります。

また、病院機能を発揮する上で特に重視する「交通アクセス」と「災害動向」については、他の視点より多くの評価項目を設定し配点を増やすことで、評価の重みづけを行っております。

今後、選定プロセスの第三段階としまして、吉村知事と齋藤寒河江市長との協議により、三か所の建設候補地から建設予定地一か所を決定することとなります。

建設予定地につきましては、現在策定を進めております新病院の基本計画において、施設整備の前提となる重要な要素でもありますことから、県としましては、可能な限り早期の決定を目指してまいりたいと考えております。

○能登委員長 橋本委員。

○橋本委員 部長、ありがとうございました。

可能な限り早期に一か所に選定していくということで、よろしくお願いします。

知事にお伺いしたいと思います。

建設予定地が決まれば、西村山地域の新しい基幹病院の誕生に向けて、地域住民の期待もさらに高まっていくものと思います。

今ある三か所の候補地、陵東中学校敷地、陵南中学校敷地、そして寒河江市立病院敷地と絞り込んだ中で、その候補地の中から予定地一か所を決めるのは、新病院協議会の当事者である知事と齋藤寒河江市長のお二人の協議によることでございました。齋藤市長も「百年都市さがえ」を目指して、まちづくりの観点から望ましい立地を模索されていることと思います。一方、吉村知事としては、西村山地域全体の医療の確保、ひいては県全体の医療提供体制を俯瞰する立場から、最も望ましい立地を検討することになると思います。

そこで、今後どのような考えで一か所に決定していくお考えか、知事にお伺いいたします。

○能登委員長 吉村知事。

○吉村知事 建設予定地の決定ということでもあります。

新病院の整備につきましては、西村山地域の皆様にとって地域医療を守る極めて重要なプロジェクトであり、その立地場所は非常に関心の高い事項であると認識しております。

ただいま健康福祉部長からも答弁ありましたが、このたび絞り込まれた三か所の建設候補地につきましては、いずれも条件の整った適地であると考えております。

今後は、選定プロセスの最後の段階として、来月にも新病院協議会を開催し、私と寒河江市長との協議により、三か所の建設候補地の中から一か所の建設予定地を決定してまいります。

県としましては、県立河北病院と寒河江市立病院を利用される方々の利便性や診療の継続といった点にも留意しつつ、そして建設場所となる寒河江市の考えもよくお聞きをしながら、建設予定地として最適な場所を選定してまいりたいと考えております。

○能登委員長 橋本委員。

○橋本委員 来月、候補地を選定していくということで、分かりました。ありがとうございます。

候補予定地を一つに絞るということは、大変大きな政策判断であると思います。立地の問題に当たっては、様々な思いのある方がいらっしゃる中ではありますが、できる限り多くの地域住民、医療関係者の方々の御理解を得られるように、今後ともよろしくお願いいたします。

また、現在は候補地が三つに絞られたことによって、現河北病院の跡地についても、地元の皆様の関心が大変高い状況となっております。その件についても、今後何かしらの方針や考え方などをお示しいただけたらと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

そして、私の中では一番、非常に大事だと思っているんですが、候補予定地が決定されましたら、西村山地域の住民が新病院に通院しやすいよう、広域での公共交通網を整備する必要があると考えております。病院の開院に間に合うように、こちら西村山の市町とともに課題の共有と解決に向けて取組を進めていただけますように、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、西村山地域四町の参画意向についてお伺いいたします。

新病院の運営形態については、基本構想から、一部事務組合が望ましいという方向性が示されています。

新病院の運営母体の構成自治体は、現二病院の設置者である山形県と寒河江市の二者が基本であると認識していますが、基本構想の中には「管内四町の一部または全部から参画の意向が示された場合は、関係自治体が共同で運営母

体の設立を目指すことを基本として、当該自治体と県・寒河江市がその条件等について協議する」としてあります。

西村山地域の四町は、運営に参加するかどうかを検討されていることと思いますが、現時点での判断は難しいという状況もあるのではないのでしょうか。

そこで、現時点での四町の参画の意向はどのようになっているのか、さらに、構成自治体が決まった後でも、町の判断によっては後から参画をするという道も可能なのか、健康福祉部長にお伺いいたします。

○能登委員長 酒井健康福祉部長。

○酒井健康福祉部長 西村山地域四町の参画意向についてお答えをさせていただきます。

令和十三年中の開院を目指す西村山新病院の運営形態につきましては、今年三月に策定した基本構想において、一部事務組合を設立することが望ましいとの方向性をお示したところでございます。

また、その構成自治体につきましては、県と寒河江市の二者を基本としながら、西村山四町から運営への参画の意向が示された場合は協議することとしております。

初めに、四町の参画の意向についてでありますけれども、まず、基本的な考え方として、病院運営には設置者として大きな責任と負担を伴うことから、四町自らの意向や判断を尊重することが基本と認識しております。

このため、四町に対しましては、これまで参画による具体的なメリットはもとより、重要な判断材料となる財政負担の総額の目安についても、一定の条件下で試算した額をお示しするなど、運営に関する情報を可能な限り丁寧に説明してまいりました。

それを踏まえての四町の参画の意向であります。このたびの各町の六月議会までの時点におきまして、各町長の皆様いずれからも参画の意向は示されていない状況となっております。

次に、四町が後から参画することについてであります。もう一方の当事者である寒河江市のお考えもお聞きしながらになりますが、今年度、構成自治体を決定した後であっても、新病院の開院までの間、あるいは開院後において、様々な情勢変化を受け、四町から参画の意向が仮に示された場合は、西村山地域の医療を確保していくという観点から、寒河江市とも調整の上、改めて参画条件等の協議に応じていくこととなると考えております。

いずれにしましても、令和十三年中の開院に向け、新病院の運営母体の構成自治体につきましては、建設予定地と同様、今年度の可能な限り早期に決定してまいりたいと考えております。

なお、構成自治体を決定した後は、新病院の具体的な運営方法や構成自治体間の財政負担割合など、新病院の運営に関する基幹的な事項を整理することとなります。それらを盛り込み、令和八年度からの基本設計につなげていくための基本計画の年度内策定に向け、寒河江市とともに引き続きしっかりと協議検討を進めてまいります。

○能登委員長 橋本委員。

○橋本委員 今、既にもう丁寧に説明はされていて、今のところ六月議会までの間には参画の意向はないということ で理解いたしました。

四町にとって、大きな財政負担を伴うおそれがあることから、大変難しい判断であると感じられていると思います。後からの参画の道があるとすれば、選択肢も広がりますし、安心されることと思います。四町それぞれ自治体病院のあるところ、ないところ、様々な思いがあるかと思いますが、今後とも四町とは丁寧に協議を進めていただけますようお願いを申し上げます。

西村山地域全体、さらに村山地方の救急を含めて、県民が安心安全で暮らすことのできるよりよい医療環境となるように、引き続きよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

次に、中高年男性への孤独・孤立対策についてお伺いいたします。

先日、県民の方との対話において、初めて「弱者男性」という言葉をお聞きしました。その方がおっしゃるには、自分は弱者男性であり、将来に不安があるというお話でした。

少子高齢化や地域コミュニティの希薄化が進む中で、コロナ禍を経て一層、「孤独・孤立」という課題が深刻化しています。とりわけ中高年男性においては、退職や失業、病気、家族との死別や離別などをきっかけに社会とのつながりを失い、誰にも頼ることができない状態に陥るケースが少なくありません。

そのようなきっかけがない方であっても、男性は「相談しない」「弱音を吐けない」傾向があることから、危機が深刻化しやすいとも言われています。独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターが行った調査では、アルコール使用障がい疑われる方は女性の約四・六倍、ギャンブル等依存が疑われる方の八割は男性であるなどのデータもあり、精神的な不安から様々な依存症に罹患してしまう可能性も高いと考えます。

昨年十月に山形県精神保健福祉センターが公表した令和五年の山形県の自殺の現状においても、男女別の自殺の状況で男性七六・九％、女性二三・一％と男性が女性の約三倍となっています。さらに、男性の中でも三十代から五十代の方が五七・五％を占めています。

令和六年四月に孤独・孤立対策推進法が施行され、国としても本格的に対策に取り組む姿勢を示しております。子供や若者、困難を抱える女性への支援が少しずつ進んでいく中で、男性の孤独・孤立を防ぐためにどのような支援ができるのかを考えていく必要があるのではないのでしょうか。

本県における中高年男性への孤独・孤立対策の今後の取組について、健康福祉部長にお伺いいたします。

○能登委員長 酒井健康福祉部長。

○酒井健康福祉部長 中高年男性への孤独・孤立対策についてお答えをさせていただきます。

近年、社会環境の変化、特にコロナ禍以降、地域における人と人とのつながりの希薄化により、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化していると言われており、孤独・孤立対策は喫緊の課題と認識しております。

孤独・孤立の状況につきましては、令和六年度に内閣府が行った「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査」によれば、男性、女性ともに約四割の方が「孤独感がある」と回答しており、年代別では男女ともに五十代が最も高い割合となっております。

一方で、県で開設しているSNSを活用した相談窓口「こころの健康相談@山形」の利用は男性が約三割、県精神保健福祉センターが実施している「心の健康相談ダイヤル」においても男性は約四割となるなど、御質問いただいた中高年男性を含め、男性は孤独感を感じながらも比較的声音を上げにくい傾向にあるものと捉えております。

令和六年四月に施行された孤独・孤立対策推進法では、孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであることから、予防の観点も含め、社会のあらゆる分野で地域の関係者が一緒になって孤独・孤立対策を推進していくことが重要とされたところです。

このため、県では、官・民・NPOなどの幅広い関係者が連携・協働し、オール山形で社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策を推進していくための官民連携のプラットフォーム「やまがたつながり支えあいネットワーク」を令和七年四月に設立したところであり、このネットワークを広く県民の皆様にも周知し、関係団体間の連携を強化していくため、今月三十日にキックオフイベントを開催することとしております。

なお、孤独・孤立対策を進めるには、孤独・孤立を予防する観点から、当事者や家族などが支援を求める声を上げやすい、相談しやすい環境整備や、日常の中に緩やかなつながりを築けるような居場所づくりの取組を進めていくことが重要と考えております。今年度は、不安や悩みを発信しやすい環境を整備するため、各種情報や相談窓口・支援団体を検索できるポータルサイトを開設するとともに、本県における孤独・孤立に関する世代ごとの状況を把握するため、県民を対象とした実態調査も予定しておりますので、その調査の取りまとめの中で、御質問いただきました中高年男性の現状や課題なども分析し、孤独・孤立対策をさらに推進するための取組について検討してまいります。

県としましては、「やまがたつながり支えあいネットワーク」の設立を機に、「孤独・孤立に悩む人を誰一人取り残さない社会」「相互に支え合い、人と人とのつながりを実感できる地域づくり」を目指し、オール山形で官民の関係者が一体となって、中高年男性も含めた孤独・孤立対策の取組を推進してまいります。

○能登委員長 橋本委員。

○橋本委員 今月三十日にキックオフイベントをされるということで、「やまがたつながり支えあいネットワーク」、非常に期待していききたいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、男性は相談しないというよりは、恐らく相談できない、弱いところを見せられない、いわゆる男らしくないというアンコンシャスバイアス、無意識の思い込みに気づかずに苦しんでおられる方も多いのではないかと推察しています。さらに、おしゃべりだったり、雑談が苦手、コミュニケーションが苦手な方も多いという特性もあるようでした。

誤解を恐れずに申し上げれば、この数年間に、様々な、自分の苦しい環境はこの社会のせいであるとして無差別に人を襲う者や、自分が悪く言われたのではないかと疑って人を襲うような事件が何件も起きています。そのような事件を起こす方の多くは、近隣住民との交流がなかったと報道されます。

また、先日の鈴木学県議の質問にもありましたカスタマーハラスメントなどについても、行き過ぎた行為に向かう心の原因にもなり得るのが孤独・孤立であるとも言われています。

この孤独・孤立に向けた対策には、先ほど部長がおっしゃったように、お互いに関係性が重くなり過ぎずに、ちょうどいい緩さの中で、誰かのおせっかいがあることも重要だと感じています。その緩さという場合は、それを感じる人によって様々ではありますが、よい言葉がけのものであれば、不快感も少ないのかなというふうに感じています。

私たちに今できることとして考えられるのは、自分の身の回りの方への挨拶や声かけで、助けが必要そうな方の兆候に気づくことであったり、山形県のすてきな習慣であるお茶飲み文化、「ちょっと寄ってけらっしゃい。お茶一服どうぞ」というようなお茶飲み文化であったりするのかなと思っています。

悩みを打ち明けるにはそれなりの関係性が必要ですし、たとえ打ち明けることができなくても、誰かとお話をしているうちに気持ちが軽くなることは、誰もがよくあることではないのでしょうか。

支援として考えたときに、中高年男性に向けた相談窓口があったとしても、難しさを抱えている中では、持っている思い込みから非常にハードルが高くなるため、利用する方は少数になるのではないかと考えられます。

例えば、「子ども食堂」というネーミングは、貧困家庭の子供が対象であるというイメージがありまして、逆に利用しにくいという声も聞かれることがあります。中高年男性を限定的にターゲットにしてみると、自分が困っていることを知られたくない方からすると逆効果になる場合も多いかもしれません。そう考えると、若い世代から高齢の世代の方までも含めて、性別も年代も問わないような形で、先ほどの「やまがたつながり支えあいネットワーク」、誰も取り残さないということですからありがとうございますと思いますが、そのような取組が進んでいけばいいと思います。

恐らく昔はいろんな地域の行事とかイベントとかがあって、人もたくさん地域にいて、その中でつながりがあったということがあると思うんですが、それが様々な事情で難しくなってきたのだと思います。

中高年の男性を含めた孤独・孤立支援については、本当に難しいと思いますけれども、どのような取組ができるのか、私も効果的な取組を考えながら、健康福祉部だけでは難しい課題も多くあるかと思うので、様々な勉強や研究をしながら、よい御提案ができたかと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

酒井部長、ありがとうございます。

続きまして、県立高校における様々な課題への対応についてお伺いいたします。

平成二十六年に策定した県立高校再編整備基本計画により、令和六年度までの十年間で県立高校の入学定員が三十二学級削減されました。県内の中学校卒業生数は、今後もこれまでに増して減少傾向にあると予測されています。また、私立高校への入学を希望する方も多いことから、県立高校の定員割れはさらに厳しい状況を迎えることが想定されています。

そのような中で、各高校、特に自治体に唯一所在する小規模高校などは、地域の方々から強く存続を要望され、支援する会などの活動が活発になっています。こうした地元の高校を残したいという思いを受けながら、学校運営、学校経営をされる校長先生の人事についてお伺いします。

令和七年度、公立高校にいらっしゃる校長先生についてお伺いしたところ、校長先生の当該校への在籍年数は二年から三年とのことでした。

それぞれの高校に求められる独自の魅力向上や、地域密着、地域との連携に向けて本腰を入れていこうとしたときに、一年または二年などで異動されてしまうと道半ばになってしまうとの声があります。地域の方々においても、御挨拶から顔なじみになって、信頼関係を築いて一緒に頑張っていこうという思いを共有するまでには一定の時間がかかります。頻繁に一からの関係構築をしなければならない地域としての思いも複雑であることは、想像に難くないのではないのでしょうか。

それぞれの校長先生方の思いや、その地域や高校の特性との相性などもありますし、役職定年される年齢との関係もありますので、一概に三年程度を目安に異動されてはどうでしょうかとは簡単には言えません。ですが、ぜひ本腰を入れてこの高校の運営をしてみたいという思いのある校長先生の人事については検討いただきたいと思いますがいかがでしょうか、教育長にお伺いいたします。

○能登委員長 須貝教育長。

○須貝教育長 円滑な学校運営に当たっての校長人事についての御質問にお答えいたします。

校長は、学校の歴史や生徒の実態などを踏まえながら、それぞれの学校のミッションの実現に向け学校経営に努めており、安定的な経営を行うためには、校長が一定期間継続して同一校に勤務する意義はあるものと考えております。特に、自治体に唯一所在する小規模校に対しては、地域の核として地元から大きな期待が寄せられております。そのため、校長が地域との信頼関係をしっかりと築くとともに、リーダーシップを発揮して学校経営を行うことで、自校の魅力向上を図り、志願者の増加や在籍する生徒への多様な学びの提供を進めることが求められていると考えております。

一方で、人事異動に当たりましては、校長自身の専門性や家庭の事情、健康状態、通勤時間など様々な条件を総合的に考慮する必要があり、比較的短い期間での異動とせざるを得ない場合もあります。

県教育委員会といたしましては、人事について、それぞれの適性と能力を考慮した配置を基本としつつも、同一校に三年以上継続して勤務したいという希望を持つ校長については、できるだけ要望に応えられるよう検討してまいります。

○能登委員長 橋本委員。

○橋本委員 前向きな御答弁をありがとうございます。

私の質問で、先ほど在籍年数が二年から三年と申し上げた中では、専門性の高い先生においては長く同じ専門的な学校に在籍をされるというふうにお聞きしています。平均で見ると難しいかなとは思いますが、一年で異動されるというのはなかなか難しいかなというふうに思っています。

校長先生は、人事異動なのでやむを得ないというふうに受け止められる方もたくさんいらっしゃるのかなと思いますが、地元としては、やはりとても残念というか、寂しい思いを持たれてしまうということから、その地元と高校、校長先生の関係性など、情報共有をしていただけたらと思います。

ただ、先ほどの話もありましたけれども、校長先生の人事、家庭の環境であるとか健康状況であるとか通勤時間というのはなかなか難しい問題だなと思いますので、改めていろんな面から配慮をいただけますようお願い申し上げます。

次に、支援が必要な生徒が増加している現状と対応についてお伺いします。

社会的な傾向、そして定員割れの状況も起因すると考えられるようですが、様々な補助や支援が必要な生徒が県立高校に増加しているという状況があります。県としても、特別支援教育支援員の先生方の人数を増やしていただいているとお聞きしていますが、病院からの診断を受けている生徒さんや、いわゆるグレーゾーンの生徒さん、家庭環境が複雑な生徒さんなど様々なケースが多く存在する高校もあり、現場としては非常に厳しい状況だとの声もあります。

県教育委員会として把握されている現状、また、どのように対応されているのかをお伺いします。

○能登委員長 須貝教育長。

○須貝教育長 支援が必要な生徒が増加している現状とその対応についてお答えいたします。

本県の県立高校に在籍する特別な支援を要する生徒は増加傾向にあり、令和六年度におけるその生徒数は、令和三年度に比べて約一・三倍となっております。そのうち、中学校において特別支援学級に在籍していた生徒については、自閉症・情緒障がい特別支援学級、それから知的障がい特別支援学級ともに約一・四倍というふうになっております。そのほかに、中学校では通常の学級に在籍し、高校入学後に特別な支援が必要であると判断された生徒も増加しております。この背景には、医学の進歩や発達障がいに対する教職員の理解が進み、支援が必要と判断される生徒が増えてきたことなどが考えられます。

高校においては、制度上、中学校における特別支援学級のようなものがないため、それぞれの障がいに応じた適切な教育課程の編成や、支援を行うための十分な教職員の配置ができないという事情がございます。そのような中でも、支援の必要な生徒が多く在籍している高校では、特別支援教育コーディネーターを中心に組織的に対応するとともに、特別支援学校の巡回相談を活用した研修を実施するなどして、個々の生徒の状況に応じた支援をしております。

県教育委員会では、高校の特別支援教育をさらに充実させるため、平成二十二年度に特別支援教育支援員を配置し、順次拡大いたしまして、今年度は二十一校、二十二名というふうになっております。また、平成三十年度には、県立高校一校にて通級による指導を開始いたしまして、発達障がいのある生徒に対してコミュニケーションや社会生活のスキル等を身につけさせるための指導を行っており、令和七年度までにこれを八校に拡大いたしました。加えまして、特別支援教育に関する専門的な研修を実施するほか、管理職向けの手引を作成・周知するなど、教職員の資質や組織的対応力の向上を図っております。

また、これら障がいのある生徒のほかに、虐待や貧困等、家庭に複雑な事情を抱える生徒も増加しているため、令和五年度から県立高校四校を拠点校といたしまして、スクールソーシャルワーカーを配置し、それぞれの地域の県立高校において、市町村の福祉部局とも連携しながら支援をしております。

県教育委員会といたしましては、これらの取組を通じて、高校における特別支援教育の充実を図ってまいります。

○能登委員長 橋本委員。

○橋本委員 ありがとうございます。

県教育委員会としても非常に努力されているということは十分に分かっております。ただ、なかなか、先ほど教育長おっしゃられたように、社会的な背景であったりとか医療の進歩であったりとかでニーズが増えているという中で、本当に難しい状況だなというふうに思います。

何よりも子供たち、生徒さんたちのために先生方も頑張ってくださっているとは思いますが、マンパワーも時間も労力も限界点があるかと思います。各学校、また、特別支援の担当をされている方などから意見をさらに細かく聴いていただくことによって、よりよい環境での子供たちの育ちにつながると思いますので、今後とも御支援いただけますようお願いいたします。

さらに、親御さんたち、そして本人たちが一番心配しているのは卒業後の進路についてです。障害者手帳を持っていらっしゃる方は支援につながりやすいですけれども、いわゆるグレーゾーンの方、家庭環境によって様々な難しい面がある方に対しての進路指導については、現状どのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

○能登委員長 須貝教育長。

○須貝教育長 支援が必要な生徒の進路指導についてお答えいたします。

様々な課題を抱えて支援が必要な生徒に対する進路指導につきましては、各高校において、生徒や保護者の意向を

尊重しながら、進路実現に向けた挑戦を後押しするとともに、なかなか進路先が決まらない場合でも、面談を重ねながら、必要に応じて関係機関と連携して支援に当たっております。

ハローワークには、就労支援ナビゲーターと呼ばれる職の方が配置されておりまして、特別な支援が必要な生徒に対して、専門的な知見に基づいて就業意識の形成ですとか、あるいは就職面接の対策等の支援を行っております。各高校では、必要に応じてこの就労支援ナビゲーターと密接に連携を図りながら、そういった生徒に対して、就職に向けた支援を細やかに行っているところでございます。

○能登委員長 橋本委員。

○橋本委員 ありがとうございます。

ハローワークのほうと連携しているということでした。

グレーゾーンの小学生のお子さんを今育てているママさんから、子供の将来が心配で手帳を申請したいと、手帳が欲しいと思っているんですけども、診断の基準値にぎりぎり届かなくて手帳をもらうことができないと。困難が多いと分かっている子供の将来に向けたモデルケースが見えないということで、すごく不安に思っている方がいらっしやいました。障害者手帳や療育手帳を、自分は違うと拒絶される親御さんもいる中で、欲しくてももらえない境界線の方も大変苦しい思いをされている現状があります。

こちら、ディスプレイを使わせていただきますが、(画像を示す)先日、山形駅近くにあります就労移行支援事業所ディーキャリア山形オフィス株式会社蛸星さんというところを視察してまいりました。こちらは手帳がなくても、病院からの診断書や意見書などでも利用することができて、訓練等給付費で賄われる福祉サービスであるために、利用料の個人負担のない方がほとんどだそうです。

こちら、人の姿が見えるのは、この利用者の方々なんですけど、平日毎日こちらに通って、午前十時からラジオ体操、様々な挨拶の言葉での発声練習、ひげや爪などの衛生的な身だしなみのチェックをして、当番の方が三分間スピーチをする朝礼をされます。ここに毎日、平日通うことで、企業で働くリズムに慣れていただいて、社会的なマナーを覚えて、自分の特性を知っていきます。

そして、その特性を理解してくださっている職員の方がサポートしながら、理解してくださる企業とのマッチングを行って卒業していきます。最大二年間利用できるそうです。就職した後も三年間毎月、職員の方が企業を訪問して、上長や指導者の方、本人との対話の中で、その会社に長く勤めることができるように、定着できるよう支援をされています。

適材適所の中で、どんなに優秀な職員となっても、会社から配慮されている中では本人が孤独になっていることもあるため、土曜日や仕事に行く前、帰りのタイミングなどにこの施設に寄ることも可能で、悩みを相談することができる場にもなっているのだそうです。こちらの株式会社蛸星さんには、川西町から毎日通って、高島町の会社に就職が決まった方もいらっしやるとのことでした。山形駅のすぐ近くにあることから、村山地域の方には比較的通いやすいかと思いますが、その反面、それ以外の地域の方にはなかなか毎日通うのは難しい現状があると感じます。

様々な障がいをお持ちの方やグレーゾーンの方は、特出した才能をお持ちの方も多くて、卒業生の中には、このお弁当パッケージのデザインであったりとか、JR東日本東北本部山形統括センター山形地区のオリジナルキャラクター「つどりい」のデザインに関わった方もいらっしやったりして、企業への貢献も大きなものとなっています。

このような、企業にも、利用者にも、社会的にも非常に大きな意義のある活動に対する支援をする必要があると感じます。ほかの地域にも広げていく必要があるのではないのでしょうか。

県内には同様の困り事を抱えていらっしやる方も多くおられることを考えると、県としての支援の仕組みを考えていく必要があると思います。これは教育局だけではないかと思いますが、横断的な施策として、今後の御検討をどうかよろしくお願いいたします。

続きまして、遊休施設の処分方針について伺います。

今議会の代表質問において、矢吹県議から県立高校の施設整備について、今野県議から公立高校の老朽化対策などについても御質問がありました。私のほうからは、施設の処分方針について伺います。

先日、左沢高校の高松農場を視察してきました。(画像を示す)平成二十三年策定の西村山地区の県立高校再編整備計画に基づいた寒河江高校農業科の募集停止と左沢高校総合学科果樹園芸系列の設置に伴い、寒河江市高松地区にある校舎や園場を左沢高校の農業教育のための施設として活用されています。

拝見したところ、現在活用されているのは集会場とトイレまで、それ以外の広い校舎は耐震性もなく、立入りしないようにしているとのことでした。昨年は屋根の一部が飛んで、隣家の住宅手前の電線に引っかかったということもありました。飛んだ屋根部分は防水シートで応急措置をしているものの、雨や雪などによって、その建屋の中は非常に損傷が激しい状況でした。

卒業生の方の大切な思い出の施設であるとは思いますが、実際、先生方の人数も減員されている中での使わない施

設に関して、管理の負担が大きいという声があります。このような使っていない施設、遊休施設は現在どれくらいあるのでしょうか。その処分方針についてもお伺いします。

○能登委員長 須貝教育長。

○須貝教育長 遊休施設の処分方針についてお答えいたします。

県教育委員会ではこれまで、少子化に伴う県立高校の再編整備や学校の耐震化など喫緊の課題に対し、限られた予算を重点的に配分し取り組んでまいりました。その中で、利活用が見込めない施設につきましては、新しい校舎や体育館、グラウンドを整備する際に支障となる場合や、周辺住民への影響が懸念される場合は解体を行ってきたところですが、それ以外の場合は、現在使用している施設設備の老朽化対策ですとか、時代に即した学習環境の整備を優先する必要がある、使用していない施設の解体の着手までに時間を要しているという実態がございます。その結果、学校施設としての役割を終え、現在使用中止としている県立学校施設は二十一校、六十五施設となっております。

これらの遊休施設につきましては、学校職員の巡回等により定期的に点検を実施し、危険な箇所が確認された際は応急的な対策を講じるなど、適切な管理に努めているところですが、劣化の進行状況によっては、児童生徒や周辺住民に危険が及ぶことも懸念されます。このため、今後、建築関係職員を交え、建築部材の落下や飛散等のおそれがないかなどの現地調査を行いまして、劣化の進行や施設周辺への影響等を予測しながら、適時適切に危険回避のための対策を講じるとともに、早期解体が必要と判断される施設については、解体を検討してまいります。

県教育委員会としましては、引き続き、児童生徒や周辺住民の安全安心の確保の観点から、解体を含め、学校施設の適切な管理を図ってまいります。

○能登委員長 橋本委員。

○橋本委員 本当にこの校舎、中も見たんですけれども、かなり傷みもひどくて、ちょっと大変な状況だなというふうに思いましたので、ぜひとも、今から調査されるということですので、どうかよろしくお願いします。

様々な民間の力などを使つての新設とか、今現在、子供たちが通う学校の維持・補修などはとても重要だと私も理解しております。ただ、非常に財政的に厳しいものがあると理解しますけれども、一般家屋とか人に被害がないように、県としての責任が問われますので、ぜひとも、順次進めていかれると思いますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

教育長、ありがとうございました。

次に、やまがたフルーツ百五十周年事業についてお伺いいたします。

山形県は、サクランボをはじめ、西洋梨、リンゴ、桃、ブドウ、スモモ、スイカなど、四季折々に多彩で高品質な果物が実るフルーツ王国として全国にその名を知られています。特に、初夏の味覚として親しまれてきたサクランボは、山形県の国内シェア率は断トツで高くなっており、その歴史は、一八七五年に植えられてから本年度で百五十年という大きな節目を迎えました。

この記念すべき年に当たり、県では昨年六月六日の「さくらんぼイブニング」を皮切りに、やまがたフルーツ百五十周年事業として、県産フルーツの魅力発信や販売促進を行うとともに、フルーツファンの拡大や関係・交流人口の創出を目指し、様々な取組を進められていると思います。

この事業のメインイベントは、六月六日、七日に開催された「さくらんぼメモリアルフェスタ」、そして八月に開催を予定されている「やまがたフルーツＥＸＰＯ」とお聞きしていますが、現在の取組状況はいかがでしょう。また、関係人口・交流人口の創出に向けて、民間企業や市町村等との連携を進めるとされていましたが、こちらの現在の状況はいかがでしょう。併せて農林水産部長にお伺いいたします。

○能登委員長 高橋農林水産部長。

○高橋農林水産部長 やまがたフルーツ百五十周年事業の取組状況についてお答えいたします。

最初に、百五十周年事業の取組状況になりますけれども、やまがたフルーツ百五十周年とサクランボシーズンの到来をお祝いする「さくらんぼメモリアルフェスタ」の一環として、六月六日に文翔館議場ホールで記念式典を開催し、果樹関係者はもちろんですが、観光業、製造業、サービス業など、フルーツに関連する産業の関係者約二百名が一堂に会しました。

記念式典では、先人たちの思いを受け継ぎ、これからも関係者が一丸となって本県のおいしいフルーツを全国の皆様にお届けするとともに、やまがたフルーツに関わる様々な産業のますますの発展を目指していくことを誓い、やまがたフルーツの未来に向けた宣言を発信したところであります。

なお、二日間の期間中、高校生、親子連れ、年配の方まで幅広い世代から約一万人の来場があり、県産フルーツの理解・関心を深めていただくことができました。

現在の取組状況ですが、八月九日、十日、委員からもありましたように、山形国際交流プラザ「山形ビッグウイング」で予定しております「やまがたフルーツＥＸＰＯ」に向けて準備を進めているところでございます。

このＥＸＰＯは、生産者をはじめとする本県果樹関係者に最先端の技術に触れていただくこと、消費者や子供たちに本県フルーツの産地やフルーツの様々な楽しみ方を知ってもらうこと、さらに、果樹農業と他産業との連携を促進することを目指し開催するものとして、今、準備を進めております。

具体的には、開発中の運搬ロボットや収穫ロボットなど、最先端のスマート技術を結集した未来の果樹園展、さらには、子供たちが楽しみながらフルーツの魅力について学ぶことのできる料理教室やサイエンスショー、東北芸術工科大学と連携したフルーツ・デザイン展などを予定しております。

また、県産フルーツやスイーツを堪能できる販売コーナーのほか、果樹の剪定枝や県産材を活用した商品の販売など、フルーツが持つ多彩な魅力を体験していただける内容を企画しております。

現在、全国の企業・大学による展示や、県内生産者・民間企業の出店を募集しているほか、ポスター・チラシの作成、ポータルサイトの専用ページの立ち上げを行うなど、鋭意準備を進めております。

今回のＥＸＰＯを通して、生産者が将来にわたり果樹農業に取り組んでいく意欲の向上、未来の消費者である子供たちのフルーツへの理解と関心の醸成、さらには、フルーツをきっかけに他産業と連携した新たなビジネスの創出につなげてまいりたいと考えております。

次に、民間企業や市町村等との連携の状況についてお答えいたします。

やまがたフルーツ百五十周年を契機とした関係人口・交流人口の創出につきましては、産地の市町村や様々な分野の民間事業者と連携し、それぞれの資源やアイデアを生かした取組を推進することとしております。

具体的には、民間事業者が実施します果樹園を活用した本県ならではの新しいウエディングや、都内の保育園と産地が連携し、クイズやウェブ中継などで園児が楽しみながらサクランボのすばらしさを学ぶ取組などを支援しております。

また、市町村が実施します首都圏の消費者に直接フルーツをＰＲするイベント、各産地で開催されます食べ比べや料理教室などの体験型イベント、さらには、県内の宿泊でフルーツが当たるキャンペーン、フルーツのＰＲ動画の作成など、県産フルーツの認知度向上や本県への観光誘客などに資する取組を支援しているところでございます。

このように、関係者が一丸となって、一年を通して県内外で多彩な取組を展開することにより、フルーツファンの拡大や県産フルーツを活用した交流人口・関係人口の拡大につなげてまいりたいと考えております。

○能登委員長 橋本委員。

○橋本委員 様々な取組をされていることがよく分かりました。

なお、八月、夏休み期間中に行われる「フルーツＥＸＰＯ」については、内容をお聞きしたところ、本当に面白いイベントになるだろうなというふうに思いますので、多くの方々、そして、特にたくさんの子供たちに御来場いただけたらいいなというふうに思っています。子供たちと一緒に親御さんにももちろん来ていただきたいと思いますけれども、そのような形でしていただきたいなと思います。

また、県内外でも様々な情報発信、イベント、取組をされていましたが、実は、県外に向けた情報発信・ＰＲ・広告宣伝をもっともっとしてほしいという声がありまして、さらなるフルーツの消費拡大であるとか、生産者のモチベーションの向上、さらに、ふるさと納税とか観光などの関係人口にさらに向かうように、そして、それが移住・定住などによって様々な課題がよりよい方向に向かうきっかけになることを願っております。

フルーツ百五十周年を契機とした今後の果樹振興の方針についてお伺いいたします。

この節目の年に当たって、やまがたフルーツ百五十周年事業は、改めて山形県の果樹農業の歩みを振り返り、その価値や魅力を再認識する貴重な機会となっています。こうした取組を通して、県民としての誇りや農業への理解が一層深まることを期待するところです。

しかしながら、担い手の減少や気候変動など、果樹農業を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、これまでの延長線上では語れない時代に入っています。だからこそ、百五十周年という歴史の節目を、未来を見据えた果樹農業への再構築へとつなげていかなければならないと考えます。

この機を捉え、山形県の果樹農業を将来にわたって持続可能なものとするために、どのような方向性で振興を図っていくのか、農林水産部長にお伺いいたします。

○能登委員長 高橋農林水産部長。

○高橋農林水産部長 フルーツ百五十周年を契機とした今後の果樹振興の方針についてお答えいたしたいと思っております。

本県の果樹農業は、観光業や食品産業をはじめとした他の関連産業との結びつきが強く、地域経済にとっても重要な位置づけとなっております。

一方、果樹農業をめぐる環境につきましては、ただいま委員の御発言にもございましたように、年々厳しさを増しており、経営体の減少にとどまらず、産地基盤の弱体化につながりかねないと危惧しているところでございます。

特に、他産業への影響が大きい最重要品目でありますサクランボにつきましては、雨よけ施設の老朽化や生産資材価格の高騰といった課題も重なり、生産者のサクランボ離れが進んでいる状況にあります。

このため、県では、強靱で持続可能な果樹産地に向け、短期的に対応すべき課題と中長期的に対応すべき課題について整理を行った上で、気象変動への対応や労働生産性の向上、さらには次世代への円滑な継承に取り組んでいく必要があると考えております。

具体的には、短期的な取組として、遮光資材などを活用する高温対策と、佐藤錦に偏った品種構成の見直しを推進するとともに、生産性向上に資する草刈りロボットなどのスマート農業技術の導入への支援を行います。また、遊休農地や離農希望者の園地情報を新規参入者等の担い手につないでいく樹園地継承データベースの取組を進めてまいりたいと考えております。

なお、サクランボにつきましては、今年の開花期の天候不順を要因とする結実不良に代表されるように、結実の確保が喫緊の課題となっております。このため、受粉の促進に有効な蜜蜂の導入に向けた検討を進めるとともに、受粉樹の導入や人工授粉などの取組を推進してまいりたいと考えております。

中長期的な対応としましては、気候変動に対応可能な新品種の開発や、Y字・V字・平棚仕立てなどの樹形による省力・軽労的な生産方式の普及拡大、さらには、就農希望者などがサクランボをはじめとした果樹の作業を体系的に学ぶことができる果樹トレーニングファームの整備に取り組んでまいります。

これまでの百五十年、先人たちは海外の輸入農産物への対応や、春先の霜や収穫前の降雨などの気象災害への対策など、幾多の困難を乗り越え、新しいものに挑戦し続けて、現在の「果樹王国やまがた」「さくらんぼ県やまがた」を築いてきました。この百五十年を礎にして、次の五十年を築くべく、市町村や生産者団体などと連携しながら、しっかりと取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○能登委員長 橋本委員。

○橋本委員 ありがとうございます。

部長、今の御答弁にもありましたし、金曜日の高橋弓嗣委員に対してもありましたけれども、五十年後も日本であり続けられるようにという力強い御答弁ありました。大変思いの籠もったものであると感じています。

先ほどもありましたけれども、樹園地継承データベースですが、実は、樹園地もそうなんですけれども、そこで使われていた資材、例えば古いパイプハウスであるとか、そういうものも引き継ぎたいという方が、その樹園地ではなくて、自分の地元のほうに持っていきたいというような話もありますので、そういうデータベースにもつなげていけたらいいのかなと思います。そういうマッチングが必要なのかなと思っています。

今後、様々な関係者と意見交換されながら、産地の維持ができるように政策をつくっていくということでお聞きしましたが、二月補正で出された、お申込みが大変多かったスピードスプレーヤーの助成について、中古でも適用が可能だったということで、すごく農家の方々が大変喜ばれていまして、今どんどん農機具が高くなっているの、これは、ほかの、スピードスプレーヤーだけでなく、可能になるように御検討いただけたらなというふうに思います。

人口が百万人を割ったという点で、報道等でもマイナスな話題が多くなりがちではありますが、吉村知事がおっしゃるとおりに、後ろ向きにならず、視点を変えて、人口が減少したからこそ県民の声が届きやすくなる、県民それぞれが自分事として考えて行動することができるようになるなど、それが『県民まんなか』みらい共創力フェの根幹になっているのかなと思いますけれども、人口減少は衰退ではなく、次の社会の在り方を考える転換点としていなくてはならないと考えます。

山形県の持つ素晴らしいポテンシャルで、小さくても豊かで持続可能な地域社会をつくることができるように、今後とも学んで、提言していけたらと思います。

ありがとうございました。質問を終わります。

○能登委員長 橋本彩子委員の質疑質問は終わりました。

この場合、休憩いたします。

午後一時再開いたします。

午後 零時 十分 休 憩

午後 一時 零分 再 開

○能登委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑質問を続行いたします。

梶原宗明委員。

○梶原委員 自由民主党の梶原宗明でございます。まずもって、今回質問の場をいただきましたことに改めて感謝申し上げます。

今日は少しいんですけれども、非常に暑い日が続いております。間もなく、もう一か月もすると、忘れられない七月二十五日。庄内・最上を中心に大きな大きな水害に見舞われました。あれから早いもので、もう十一か月がとうとうしております。

近年の気候から見れば、非常に暑いし寒いしというのがあるやに言われております。春と秋がなくて冬と夏しかないような天気になっているのかなと思います。

農産物のほうも、今年も大きな影響を受けているというふうに伺っておりますし、私も稲を少し作っておりますので、金曜日、帰って田んぼに行ってみました。茎数やっと取れましたという感じがな。ただ、やはり少し遅れぎみかなとも思っております。

米騒動も大きな問題になっておりますし、これからやはり何といても、この食糧と、そして、安心安全のための災害に対する備えというのは非常に大事なかなと思っております。出来秋を楽しみたいというのが農業者の本音でございますけれども、これからの管理、万全にしていきたいし、なお一層の御指導をいただきたいと思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず最初に、山形新幹線の庄内延伸について伺いたいと思います。

高速交通網の整備は、県勢発展に最も重要と考えます。人口減少社会において、東京一極集中が新型コロナ禍後、再進行しており、コロナ禍以前の水準に戻ったとされています。人流を増やし、地域経済の活性化につながるインフラ整備は、人口、経済の地方分散を進める上でも重要だというふうに思います。

本県においても、ついに人口百万人を割り込み、さらなる人口減少対策としての高速交通網の整備促進をさらに強化する必要があると考えます。庄内、最上、村山、置賜の四地域から成る本県の、四地域それぞれの特性に合わせた施策とともに、均衡ある県土の一体となった発展が望まれます。その中でも庄内地域は、高速道路、高速鉄道では県内で最も整備が遅れており、また、空港機能でも他の近隣空港に比べて整備の遅れは否めません。

先月二十三日号の庄内地域のコミュニティ紙に、吉村知事の単独インタビュー記事が掲載されておりました。「山形新幹線の庄内延伸、大いにある」という見出しでした。

知事のインタビューへのコメントとして、「子ども知事室」を夏休みに開いているが、その中で、庄内地域の小学生から、「山形新幹線を庄内に延伸したらいいと思う」という声が出たということでございました。それに対して、「それは私も賛成。そうした声が大きくなっていくと、県としても動きやすい」と答えております。「そうした声があるならば、どんどん大きくしてくれれば県も本腰を入れていける。これが実現すれば、内陸と庄内が道路でつながるだけでなく新幹線でもつながることになる。本県としては山形新幹線を新庄から庄内に延伸し、秋田県に行くという経路は大いにあると思っている。地元から要望を出してもらえると県としてもやりやすい」というものでした。

平成十四年三月、酒田市、鶴岡市の両商工会議所と庄内全ての商工会による山形新幹線庄内延伸促進期成同盟会が設立されています。現在、活動は休止していますが、組織は継続しています。翌平成十五年七月、当時の高橋知事が庄内延伸に向け、三年でめどをつけると発言しました。同時に、陸羽西線高速化促進市町村連絡協議会を設立。酒田市、遊佐町、庄内町、戸沢村の四市町村が参加しています。平成二十七年には署名活動を酒田市を中心に行っております。五万八千七百十筆の署名簿を吉村知事に提出しております。

休止や復活も経て、令和三年九月、同連絡協議会は解散していますが、現在も庄内開発協議会と酒田市、そして山形県商工会議所連合会の重要事業要望は継続して行っています。

また、酒田市では、市民や各界各層での講師を招いての講演会や、ＪＲ・県への要望活動、そして、関係各団体の機運醸成と庄内延伸の事業化可能性の検証を行っております。そして、米沢トンネルが開通すれば、庄内延伸事業の効果はさらに高まるとされています。また、何より山形県全体を結ぶことで、県内移動の時間短縮、利便性向上はもとより、県民一体感の醸成で、さらなる県勢発展が期待され则认为ます。

庄内コミュニティ紙への知事の山形新幹線庄内延伸に前向きな発言は、庄内でも大きな話題と期待になっております。子供たちへの大きなメッセージになったと考えますが、改めて吉村知事の思いを伺いたいというふうに思います。

○能登委員長 吉村知事。

○吉村知事 山形新幹線の庄内延伸についてのお尋ねでございます。

庄内地域における鉄道の機能強化は、庄内地域の発展及び県土の均衡ある発展のため極めて重要だと考えております。

これまでの取組を申し上げますと、平成十三年度から十七年度にかけて、新潟駅での同一ホーム乗換え等による羽越本線の高速化と山形新幹線の庄内延伸について調査を行い、対首都圏、対隣県、対県内の交流拡大の視点から評価を行った結果、前者が優位であるとの結論を得たところであります。これを踏まえ、平成二十六年度までに加速性能の高い車両が導入され、平成三十年度には新潟駅での同一ホーム乗換えが実現いたしました。さらに令和五年度には、上越新幹線の最高速度の向上と新潟駅での乗換え時間の調整がなされ、これらの結果、酒田—東京間の最速の所要時

間は三時間四十五分に短縮されたところであります。

こうした取組が進められてきたところですが、各地域で新幹線の整備が進み、移動時間の短縮が進む中においては、庄内から首都圏につながる鉄道ネットワークのさらなる機能強化が必要と考えております。

また、内陸と庄内間の移動につきましては、鉄道の場合は新庄経由で時間が長く移動しにくいなどの状況にあり、内陸と庄内の交通ネットワークの強化が重要であると考えております。

この点、山形新幹線の庄内延伸につきましては、実現すれば、庄内―東京間が乗換えなしで結ばれるとともに、県の内陸地域と庄内地域が新幹線でつながることとなり、庄内地域における県内外との人的交流が拡大するとともに、県内各地域間の連携が活発化し、観光や産業・経済、暮らし・生活、都市機能・防災の各分野で県全体が発展していくことが期待されます。

加えて、山形県内陸部から酒田経由で秋田との交流も図りやすくなるという効果も期待できます。隣県との交流拡大というのも大事な視点であるというふうに思っております。

また、現在、山形新幹線米沢トンネル・仮称の整備実現に向けて取り組んでいるところですが、山形新幹線の庄内延伸が実現すれば、トンネル整備の効果をより一層、庄内地域にも及ぼすことが可能になると考えられます。

このため、山形新幹線の庄内延伸について、先日、報道機関からインタビューを受けた際に、私からは「実現すれば、内陸地域と庄内地域が道路だけでなく新幹線でもつながることとなる。山形新幹線を新庄から庄内に延伸することは大いにあると思っている。地元から声を上げてもらえると県も動きやすい」とお答えをしたところであります。

庄内地域の鉄道の機能強化につきましては、これまで様々な検討の下、取組を進めてきたところですが、取り巻く状況が変化してきており、今後どのような形が望ましいのか、地域においても議論を盛んにしていただきたいというふうに思います。県としましても、こうした議論も踏まえながら、引き続き庄内地域を含めた県内鉄道の機能強化について検討していきたいと考えております。

○能登委員長 梶原委員。

○梶原委員 知事に御答弁いただきました。本当に庄内にとって、庄内というよりも、新庄より酒田側、庄内町側、あの辺にとっては、今、陸羽西線が工事をして通れないということもございまして、やはり内陸と庄内において、移動も非常にままならないというふうに思っております。そして、何としても陸羽西線は存続させたい、そういう思いも強うございます。

ぜひ御精査いただいて、前向きな対応をしていただきたいという地元沿線住民の声だと思っておりますし、最初に言わせていただきましたとおり、やはり子供たちにとっても内陸と庄内がつながるとするのは、非常に大きなことだというふうに思います。人流のみならず経済ということもございました。そういった観点からも、ぜひとも前向きに対応していただくことをお願いして次に移りたいと思います。

冒頭述べさせていただきました大雨災害から十一か月たちました。昨年七月二十五日、庄内・最上地域を中心に発生した大雨・豪雨災害から十一か月たとうとしております。住宅、道路、河川、農地、農業用施設等、農林水産関係、公共施設を含め総額一千百十六億円以上に上るとされています。

今年度、本県予算でも、国の補助を受けて行う県土整備部の復旧工事関係でも約百三十五億円予算化されており、各地で道路や河川、施設の復旧が進められているものと思います。一方、被災地域の皆さんからは、復旧に関しての情報が入ってこないという声もあります。佐藤正胤委員への答弁にもございましたように、地元地域の皆さんと連携を密にして取り組みたいということでございました。

これは、ぜひとも私のほうからもお願いしたいと思っておりますし、このことから、今回の災害で大きな被害を受けた酒田市大沢地区では復興推進委員会を立ち上げたということでございますが、これは住民、行政、どちらにとってもプラスになるように意思の疎通を図るべきというふうにも考えるところでございます。

我々自民党県議役員も、四月下旬、庄内・最上地域の被災地の復旧状況調査をさせていただきました。農業関係中心に東北農政局の方々からも同行させていただきました。その中で大沢地区の皆さんと、農地の復旧や令和七年度以降の被災した作付できない農地の現状と所得補償制度の課題、支援についてなど意見交換をさせていただきました。

今回の大雨被害は甚大であり、単年度での復旧は困難な状況であることから、加入年単年の作付に対して支払われる共済制度や収入保険は、復旧に複数年要する場合は、次年度以降適用になりません。被災農家は大幅な収入減少になっても補填する制度がありません。これら営農再開に向けた不安や課題を伺いました。

また、復旧事業がなかなか進んでいるようには見えない、梅雨の時期を迎え仮堤防は大丈夫かといった声もありました。実際、昨年八月時点と比較して、道路や損壊の大きかった河川の応急措置と、比較的被害の小さかった農地、水路、農道等の復旧は進められましたが、農地に流入した流木や土砂は当時の状況と大きくは変わっていないというふうに思います。

そこで、どのような工程で進められているのか、順調に進んでいるのか、課題、問題はないのか、そういった情報

提供や意見収集はスピーディーに対応すべきではないのか、さらに、住民の方が課題と考えている被災農家への収入減少の補填についてどう考えているのか、農林水産部長にまず伺いたいと思います。

○能登委員長 高橋農林水産部長。

○高橋農林水産部長 大雨災害の復旧に向けた課題と地元の連携状況についてお答えしたいと思います。

最初に、農地の復旧状況と今後の進め方でございますけれども、昨年七月二十五日からの大雨で、大量の土砂が農地に流入するなど大きな被害を受けた酒田市大沢地区におきましては、被災直後から農業用水の確保等に向けた復旧を進め、今年五月末で農地の約四割の約七十四ヘクタールで営農が可能となっております。

このたびの災害では、荒瀬川沿いの農地に特に大きな被害が生じたことから、今後の農地復旧に当たりましては、県土整備部による河川改良の復旧工事との調整が必要となり、その詳細設計や用地買収の進捗を踏まえて復旧工事を進めていくことになります。

これまで県では、生産組織との復旧方針の打合せ会や大沢地区住民で立ち上げました復興推進委員会に参画し、被災者の要望をお聞きしながら復旧計画の検討を進めてまいりました。

今年度は、復旧が必要な約六十四ヘクタールのうち、河川改良の復旧工事の影響を受けない農地約二十七ヘクタールの復旧を先行して取り組むこととしております。このうち高度な技術力を要する約十四ヘクタールの復旧工事につきましては、県が酒田市から工事を受託し実施することとしており、来春の作付に間に合うよう復旧を進めてまいりたいと考えております。

これまで酒田市において工事の実施設計を進めてきたところでありますが、七月からの工事発注に先立ち、工事内容や復旧スケジュールを被災した農業者の方々にお知らせする説明会を今月中に開催することとしております。

なお、河川改良復旧工事の影響を受ける残り約三十七ヘクタールにつきましては、県土整備部と連携し、必要な協議・調整等の手続を行った上で順次工事を進め、令和八年度末の完了を目指しているところでございます。

また、被災農家の収入減少への対応という御質問もいただきました。

災害復旧工事によって圃場で作付ができず収入が減少する期間の収入確保は、重要な課題であると認識しております。

複数年にわたる収入減少を補填する安定的な仕組みとしては、収入保険制度の充実が最も適切であると考えられますことから、県では六月四日に知事が農林水産省を訪れ、複数年の補償を可能とする新たな制度の創設を直接提案しているところでございます。

大沢地区におきましては、農地の全部または一部が被災し作付ができない農業者の方々については、酒田市の集落支援員や他産業に従事したりして生計を維持しているほか、地区外でネギやソバなど、ほかの作物の作付を拡大することで収入確保を図っているというふうにお聞きしているところでございます。

県としましては、地域の新たな特産物として検討しているマコモタケやカラトリイモなどの試験栽培に対しても技術支援を行い、将来的に安定した収入源となる可能性を模索するなど、引き続き地元からの御要望に寄り添いながら、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

○能登委員長 梶原委員。

○梶原委員 復旧のことを今伺ったわけなんですけれども、実は昨日、大沢地区の皆さんからお声がけをいただいて行ってきました。農業をやっている方、これから農業をやりたい方、河川に関係ある方、そして自治会の役員の方、いろいろな皆さんがお集まりいただいております。

その中で、なかなか動きが見えない、情報が入ってこないというのが地元の新聞の報道でもなされていますけれども、その思いを、ぜひ皆さんにもっと伝えたいんだということをおっしゃっていました。昨日、大体十人ぐらいだったんですかね、お集まりいただいたのは。

その中でも、情報としてなんですけれども、実はお隣の秋田県でも去年、由利本荘市のほうで水害に見舞われたということで、その状況を復興に携わっている方を中心に見させていただいたということでございました。水田の場合ですと一か所に流木なんかをまとめて、なるべく農地をいち早く確保して、そこは今年作付になっているんだそうです。大沢ほどは面積大きくはないんでしょうけれども、そういったことで、いち早い対応が行われたと。「山形県何でできないんだ」「酒田市何やっているんだか」ということを言われてまいりました。「その情報入ってこないよ」ということでございました。

部長も四月のときに行ったというふうに我々も伺っております。そのときの状況と今変わっていません。県土整備部のほうでは、ちょうど土手のところが被災前よりも少し、今、土のう積まれていますけれども低くなっているということで、もう一段かさ増しをしてくれということをお願いはしているんだそうでございます。それに対する明確な答えは、まだ来ていないんだということもおっしゃっていました。これから梅雨の時期でございますので、これ、いつ大雨が降るとも限らない、そんな中での生活なんだということでもございました。

それと、やはり農業者の皆さん、所得の問題ですよ。これ該当する制度ないんですよ。その中で言われたのが、やはり収入保険の問題と稲作農家の稲の共済のことでございました。一つは、収入保険の場合は必須条件として青色申告していること。これは以前、私も伺いました。そして、稲の共済に関しては、これ作付しないと申告もならないんですよ。これだと何にも補償するすべないじゃないかということで、そんなことを前から伺っていたものですから、農政局の皆さんからは、まず現場を見てくださいと、これで例えば作付できる状態なんですかということを述べさせていただいたというよりも、確認をしていただきました。

今までですと、一年あれば復旧できるというのが今までの被災地の多くがそうだったというふうに思います。これ、能登半島のほうもこういったことになっているということでございますので、ぜひとも県当局のほうからも強い働きかけ、知事から直接言っていただいたということではございますけれども、我々も何度も何度もお邪魔しているんですけれども、農政局も確認しているんですけれども、まだ明確な答え、出ていないんです。これ再度、強い働きかけをしていただきたいというふうに思います。

これ、やっぱりクリアしないと非常に農業者の皆さん不安なんですよ。若手農業者の皆さんは、去年、会社を辞めて地元で頑張ろうということで、十数町歩作っていたんだそうです。全部やられたそうです。そして、今年になってからはさらに規模拡大しようとしていたんですけれども、これではちょっと厳しいなということでございました。

そんなやる気のある皆さんを何とかしたいという思いもございますので、その地域の今後とも将来の農業・営農に関して大きな影響があるというふうに思いますけれども、部長、答弁というよりも強い意思表示なんか、もし何かあれば伺いたいと思います。

○能登委員長 高橋農林水産部長。

○高橋農林水産部長 ただいま梶原委員のほうから、被災者農家に対する収入補填・補償という観点で頑張れないのかというお話をいただきました。

六月四日、知事と、私も同行いたしましたけれども、農水省に対しては、被災して、作りたいんだけど復旧工事のため作れないんだと、そういった人たちをやっぱり救ってあげる、それが地域の農業を牽引する人でもあり、何とかそこを継続してほしいという旨を伝えてまいりました。

その後、私も経営局長あるいは東北農政局長にも会うたびに、この大沢の件については毎回のようにお話をさせていただいております。そこは、国の収入保険という保険制度の中でどう考えていくのかというお話でありますので、私どもとしては粘り強く国のほうに働きかけていくということが必要だと考えております。

ただ一方で、今回、先ほど委員からもございましたように、規模拡大しようとして仕事を辞めて農業に従事しようとする人のお話私も伺いました。今、何とかほかの取りあえずの収入確保を目指して働いていらっしゃるというお話もお聞きしております。その方が本当にまた農業で再開できるように、そこはしっかりバックアップしていくというのが、我々県としての役割かなというふうに考えているところでございます。

○能登委員長 梶原委員。

○梶原委員 高橋部長、ありがとうございます。ぜひその思い、部長も現場も見られているので、ぜひお願いしたいなと思います。

また後でお願いしますが、ちょっと県土整備部のほうに質問したいというふうに思いますので、暫時お願いします。

その中で、実は昨日言われたことは、大沢地区のほうでも河川の復旧に向けていろいろ御尽力いただいているところは理解するというところでございました。その中でも、先ほど述べさせていただきましたけれども、復旧の土手の部分のトンパックのかさ上げ、もう一段高くできないのかと、これは切実な要望でございました。それと、今まさに小屋淵地区に砂防堰堤造られております。その辺も、砂防堰堤は造るのはいいんだけれども、それがいっぱいになったときどうなるんだということも言われました。

砂防堰堤、今、県内どこもそうだと思うんですけれども、数十年前に造られたやつはいっぱいになってきております。砂防堰堤を何とか掘ると申しましょうか、堆積土砂を除去すると申しましょうか、そういったことはできないのかということも言われましたし、いろいろ要望はしているんだけれども、まだ答えが出ていない部分も実はあるんだと思います。河道掘削であるとか流下能力アップとか、そういったものは分かるんだけれども、なかなか目に見えるようにはまだいいないんではないかなと思っていました。

ちなみに、北青沢のほうで、今、酒田市が中心でやられているんですけれども、公費解体、これもやっと動き出したということで、これも「ありがとう」と言っていたんですけれども、現在、小屋淵地区、北青沢地区、ここで二十二軒、前はあったのに、今は住んでいらっしゃる方は六軒しかいないということでございました。

そういったことから、空き家と申しましょうか、住まわっていない家屋がまだまだあるやに伺いましたし、それを何とか早い段階で力を貸してくれということも言われました。それには、先ほど高橋部長のほうからもあったんで

すけれども、大沢地区の復興推進委員会、これをもう少し何回も回数をやって、地元の要望を聞き入れていただきたいという要望もございました。

これからは多分、河川の拡張であるとか復旧であるとか、そういったことがメインになって何回も何回もやらなくてはいけないことになるんでしょうけれども、そういった目に見えるような方針と申しましょうか、タイムスケジュールも含めて、ぜひお示しいただきたいという声を多くいただきました。その辺の考えについて県土整備部長のお考えを伺えればというふうに思います。

○能登委員長 永尾県土整備部長。

○永尾県土整備部長 河川の復旧事業、特に荒瀬川の大沢地区及び小屋淵地区における取組状況についてお答え申し上げます。

県土整備部では、現在、荒瀬川の改良復旧事業といたしまして、令和六年七月の大雨と同規模の豪雨に対しても、越水や溢水による浸水被害を生じさせない対策を実施しているところでございます。

この河川事業が農地復旧のスケジュールとも密接に関連しているということは承知しておりまして、農林水産部としっかり連携して、スピード感を持った取組を行うこと、そして、地域住民の皆様へ情報提供をすることが極めて重要であると認識しておりまして、こうした考えの下で事業を今進めているところでございます。

これまでも地域住民の皆様へ御説明の機会を設けるとともに情報発信に努めてきたところではございますけれども、委員御指摘の土のうによる災害復旧に対する御心配、あるいは砂防堰堤の土砂がたまる堆砂等に対する心配事などにつきましても、復興推進委員会ははじめとする地元自治会長等の皆様方との打合せの頻度、これを増やすことですか、あるいは毎月配布しております「復旧通信」、こちらの内容の充実、あるいは配布方法を工夫するなど、こうした改善を今後も検討してまいりたいと考えております。

今後も地域の住民の皆様方に寄り添い、スピード感を持って事業を進めるとともに、私どもの取組状況をしっかりとお伝えできるように、意見交換及び情報提供の強化に努めてまいりたいと考えております。

○能登委員長 梶原委員。

○梶原委員 やはりそういった力強い説明と申しましょうか情報発信をしていただかないと、なかなか思いが伝わっていないんじゃないかというふうに不安になるわけなんです。そういったスピーディーにという言葉もありましたので、なおかつ丁寧にやっていたいただければ非常にありがたいのかなというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。

永尾部長、大変ありがとうございました。

次に、米不足、米の価格高騰の現状に対する本県の対応について伺いたいというふうに思います。

昨年夏以降の米価上昇は、消費者家計を圧迫しており、令和の米騒動とまで言われるようになりました。連日、価格の高騰や備蓄米の売渡し等、マスコミ報道も相まって大きく取り上げられ、生産者、消費者どちらにとっても主食用米に対する取組や在り方を考えさせられる結果となっています。また、米の需要と価格の安定に向けた対策は急務と考えます。

価格水準ばかり強調すれば誤ったメッセージになるおそれもあり、丁寧な説明が必要と思いますし、生産現場の納得が得られる合理的な価格形成の仕組みづくり、適正な価格の実現、継続が必要と考えます。また、それが主食に対する国民の不安感の払拭になるとも思います。

日本農業新聞が全国十八紙と合同で五月に米に対する認識についてアンケート調査を行っております。全国で回答者は七千百十人、内訳は、消費者六千三百四十六人、農業関係者七百六十四人。その結果、将来の安定供給に不安があると回答した人が六千五百九十人で九三%、生産者への所得支援が必要との回答も八九%、米の輸入拡大には六〇%の人が反対と回答をしています。消費者、生産者問わず、国産米の生産・供給が必要とする人が多かった結果となっています。

一方、農林水産省は五月二十三日に、令和七年産米の水田における四月末時点での都道府県別作付意向を公表しています。全国で主食用米は令和六年産米の実績から五万八千ヘクタール増の百三十一万七千ヘクタール、本県では一千五百ヘクタール増の五万三千九百ヘクタールで、他県と比較しても決して大幅な増加とはなっていません。

二月に本県では、山形「つや姫」「雪若丸」ブランド戦略推進本部の協議で、つや姫において第六次ブランド戦略として、令和十一年度までに生産量を一万トン増やす方針を示しています。つや姫のみならず雪若丸に対しても、さらに増産を希望する声が大きいと感じます。

第六次ブランド戦略とともに、他品種も含めた本県産米全体量の増産に向けた取組の考えを農林水産部長に伺いたいと思います。

○能登委員長 高橋農林水産部長。

○高橋農林水産部長 米不足や米の価格高騰の現状に対する本県の対応についてお答えしたいと思います。

昨年夏以来、主食用米が不足し価格が高騰する中、本県における令和七年産米の生産数量目安は六年ぶりの増産としたところであります。また、委員からもございましたように、先月、農水省から公表された四月末現在の作付意向を見ますと、主食用米の本県の面積は五万三千九百ヘクタールと、前年から一千五百ヘクタールの増加が見込まれます。これに今年、買入れが今中止になっております政府備蓄米分の面積三千ヘクタールが主食用米となりますので、合わせて増加面積は四千五百ヘクタールとなります。この場合の増加率は八・六%ということになりまして、全国平均の六%を上回り、全国で六番目の高い増加率ということになります。

本県では、平成三年度から県、市町村、関係団体による米づくり日本一運動を展開し、品質、収量はもとより、全国に先駆けて食味を重視した米作りに取り組んでまいりました。特に、つや姫、雪若丸は、それぞれのブランド戦略に基づき、生産・販売・コミュニケーション戦略を一体的に展開してきたことで、ブランド米として市場から高い評価を得ているところでございます。

このため、米主産県である本県としては、これまでの米づくり日本一運動で培った高い技術力と、つや姫、雪若丸をはじめとするブランド力、全国で二番目に低い生産費、いわゆる生産コストが二番目に低いということになりますけれども、これと東北第一位の水田整備率等の高い生産力を最大限に生かし、これまで以上に高品質・良食味米の安定した生産と供給に取り組むべきものと考えております。

今年三月に策定した第五次農林水産業元気創造戦略では、県産米のシェア拡大に取り組むこととし、令和五年の全国シェア四・七%から、十年には五%までシェアを伸ばすことを目標に掲げております。

この目標の実現に向けましては、まず全国トップブランド米でありますつや姫については、今年二月に決定したブランド戦略において、令和十一年までに生産量を一万トンに増やすこととしており、インバウンド需要を捉えた販売促進や飲食店等での利用拡大を図ってまいりたいと考えております。

また、雪若丸は、令和五年の記録的高温の中でも高い品質を維持したことから、生産現場での作付拡大の要望が強く、認知度向上に向けたトップセールスや販路開拓などの活動を展開しながら、戦略的に生産拡大を図っていききたいと考えてございます。

さらに、高温に強く品質、食味、収量性が高い新品種「ゆきまんてん」は、令和九年のデビューに向け、生産・流通販売者等の意見もお伺いしながら振興方針を検討し、導入を進めてまいります。

県としましては、本県の強みであります高い生産力と、つや姫、雪若丸をはじめとした県産米のブランド力を牽引役に、関係機関と連携して県産米のシェア拡大に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○能登委員長 梶原委員。

○梶原委員 今、八・六%と聞いて、私もよかったなというふうに思います、実際問題。これ、私のちょっと情報不足だったなと思っています。

今、農家の現場サイド、米作っているところ、やはり最近暑いと言っていました。これ高温耐性やっぱり必要だと絶対思います。その中で、やはり雪若丸、これ非常にいい品種です。ただ、今米不足と言われている中で、大口需要者の皆さんなんですけれども、はえぬきが欲しいという非常に矛盾した声も聞こえてきています。はえぬきも、やはり非常にいい品種でございます。こういった調整を県中心になって、ぜひ進めていただきたい。

これは、生産者サイド、消費者サイド、そして何と言っても山形県全体の経済のレベルアップにつながるような調整の仕方、そして、これからいろんな情報発信していただきたいという思いでございます。ぜひとも山形県は、つや姫というトップブランドでございますので、これを武器にさらに頑張っていただきたいというふうに思います。

高橋部長、ありがとうございました。

次に、国際チャーター便就航の現状と今後の見通しについて伺いたいと思います。

県当局は、二〇二四年度の山形、庄内両空港の利用状況を公表しております。山形空港では搭乗率六九・七%、利用者数は三十四万八千六百四十六人、庄内空港では搭乗率六八・七%、利用者数は三十五万七千五百五十五人、前年度比で山形空港は搭乗率〇・四ポイント、庄内空港は四・六ポイント、それぞれアップしております。

利用者数では、山形空港三千百五十三人、庄内空港で一万五千二百二人、それぞれ増加しています。コロナ禍前の二〇一九年度と比較しても、ほぼ同水準に回復しております。

山形空港では、東京便と札幌便の冬期利用が好調で、一月から三月の利用者が前年度を大幅に上回る結果となり、要因としては、雪に恵まれた今冬は蔵王をはじめ県内のスキー場に国内外から訪れる人が多かったことがあるのではとされています。冬場の航空需要に期待が持てる結果となっています。特に雪を求めて海外からの観光客が多く見られたようです。これらのことから、インバウンドへの対応は急務となっていると考えられます。

一方、二〇二四年度の県内両空港への国際チャーター便の運航はありませんでした。コロナ禍前の二〇一九年度は運航便数二百五十便、三万三千二百二十八人の利用があり、コロナ禍後の二〇二三年度は九八便、一万三千五百三十二人の利用がありました。しかし、二〇二四年度はゼロであります。何が原因なのでしょう。

コロナ禍後、訪日外国人旅行者は増加し、インバウンド需要は拡大しています。本県以外の東北各県でも、海外からのチャーター便、定期便を含め、コロナ禍前の航空便が復活した空港や新たな航空便が就航した空港も数多くあります。

本県へのチャーター便、定期便の就航がない中、本県に訪れている海外からの皆さんは、県内空港以外からのルートで県内に入っていることとなります。県では、こうした県外空港から県内に入るインバウンド観光客を取り込む一方、本県への国際チャーター便の就航に向け、県内両空港でも機能強化を図りながら受入れ体制整備に向けて取組を進めているようですが、昨年度、就航に至らなかった原因を分析した上で、今後どのようにチャーター便を誘致していくのか、対応策を考えていく必要があると思います。県としてのお考えを観光文化スポーツ部長に伺います。

○能登委員長 黒田観光文化スポーツ部長。

○黒田観光文化スポーツ部長 国際チャーター便就航の現状と今後の見通しについてお答えいたします。

国際チャーター便の就航は、地方への訪問意欲が高く、団体旅行のニーズが期待できる国・地域を対象とし、県内での滞在型観光を推進することで県内経済への波及効果が高いものと認識しております。県としましては、関係機関と連携しながら、これまで台湾を中心に積極的な誘致活動を展開してきたところであります。

このような中、コロナ禍を経て航空需要が世界的に高まる一方、パイロットなどの人手不足やアジアへの航空機材の納入の遅れなどから、チャーター便に回すことができる人員、機材が不足しているという航空会社の事情もあり、令和六年度は本県空港へのチャーター便の就航に至らない結果となりました。

一方、本県側としても、山形空港では、従来、ボーイング機によるチャーター便が就航しておりましたが、近年、世界的に導入が進んでいるエアバス機で必要となる荷物をコンテナで積卸しする車両が現在は配備されておらず、同機種の受入れができない状況にあります。また、庄内空港では、国内線と国際線の動線が分離されておらず、入出国のための臨時のカウンター等を設ける必要があることから、国内線と同時受入れが困難であり、受入れ可能な時間帯が夜間等に制限されるなど、航空会社や旅行会社のニーズに沿った受入れができなかったことも要因の一つであります。

このような課題に対応するため、県では今年度、山形空港にコンテナで荷物を積卸しするための車両を導入し、受入れ可能な航空機材の種類を拡大するとともに、庄内空港では、国内線と国際線の動線を分離するための国際線施設整備の基本計画を今年三月に策定し、整備のための事業スキームの検討を進めているところです。

これに加え、チャーター便の就航に当たっては、航空会社が県内空港を利用する際の着陸料や空港施設使用料の支援、チャーター便を活用し本県に宿泊するツアーを造成した旅行会社に対するインセンティブを準備しているほか、台湾などチャーター便の運航が見込める国や地域での本県の魅力を発信する広告の掲出、セミナーや商談会の開催、航空会社・旅行会社へのセールスコール等を実施し、誘致の取組を続けております。

県としましては、チャーター便受入れに向けた対応や支援などの取組を航空会社や旅行会社にしっかりと伝えけるとともに、市町村や観光事業者等とも連携しながら、様々な機会を通じて本県の多様な魅力を発信し、引き続き粘り強くチャーター便誘致に取り組んでまいります。

○能登委員長 梶原委員。

○梶原委員 今、部長から粘り強く取り組んでいくと。ゼロという数字は、ちょっと我々としても、二三年度がちゃんとして入ってきているので、なんで二四年度ゼロなのと。これ、皆さん考えているほど甘いことではないというふうに私は思っています。相当努力しないと復活は厳しいのではないかと思います。他県が伸びているんですよ。ゼロは、部長御存じのことと思いますけれど、山形県と長野県だけです。これは私は大きな課題だというふうに思っています。

これから一生懸命取り組まれるということでございましたので、今後については、山形県選んでいただけるように、ぜひとも施策をきちんと伝えるように進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。

次に、遊休県有財産の処分の考えについてということで伺います。

午前中の委員の質問にもございましたし、さきの二月定例会でも佐藤正胤議員が一般質問で質問をされておりますが、少し視点を変えて伺いたいと思います。

佐藤議員への答弁では、四段階の手順によって行っているということでしたし、今年度からは、十年間を期間として現在策定作業を進めている第二次県有財産総合管理基本方針でも推進するということでした。

全国の自治体で公共施設の老朽化や維持管理コストの問題は喫緊の課題になっています。人口減少に伴って社会情勢は整備前とは大きく変化し、県でも予想されていますが、十年後には大規模改修や更新時期を迎える建築後三十年以上経過する施設が延べ床面積割合で約八九%に増加すると考えられています。

民間の土地売買においても、老朽化した建物があるために、場所にもよりますが、ただ同然の取引が多くあると聞

いています。解体費用の高騰により売買に至らないケースも多くあるようです。

一方、全国の自治体では、マイナス入札による遊休施設の処分も考える自治体が増えているようです。行政財産はもちろん売却できませんが、普通財産であれば可能ではないでしょうか。本県においても、十年間で約二十四ヘクタールの土地を売却されたとありましたが、管理などに対する経費等を含め、経営的視点からマイナス入札等も視野に、民間意見も取り入れた取組も考えてもよいのではないかと思います。県のお考えを総務部長にお伺いいたします。

○能登委員長 小中総務部長。

○小中総務部長 遊休県有財産の処分の考え方についてお答えいたします。

本県の未利用財産の現状といたしましては、建物解体費に比べ土地売却額が下回ることが予想される物件の解体が進まず、売却手続まで至らないケースがあるほか、解体されない建物には、不審者対策や風雪による破損、老朽化による安全対策、草刈りなどといった維持管理コストがかかっている現状でございます。

委員から御紹介のありましたマイナス入札につきましては、建物解体費が土地評価額を上回ることが想定されるケースにおいて、予定価格をマイナスに設定し入札を行い、落札額がマイナスの場合、売り主である地方公共団体が落札者に対し負担金として支払うものであります。契約につきましては、建物解体を条件に付し土地を無償譲渡することについて議会の議決を経て締結することとなります。

現在、埼玉県深谷市をはじめ複数の市において取り組まれているものと認識しているところでございます。

当該のマイナス入札につきましては、売り主側のメリットとして、建物の解体を落札者である民間が行うことから、解体工事の設計や発注といった事務負担の軽減が見込まれるほか、落札者が解体と開発を一体的に進めることが可能となるため、解体費等を縮減することが期待できるところでございます。そのため、結果として予定価格をマイナスとしたマイナス入札の場合でも、落札結果はプラスであるといった場合もあるようでございます。

マイナス入札は、実施に当たり、あらかじめ解体に係る負担金の予算措置が必要となるほか、跡地利用に係る用途制限を設けるかどうかなどの検討が必要となりますが、売却処分を進める上で有効な手法の一つと考えられます。

未利用財産の処分をさらに推進していくため、マイナス入札を含めた様々な手法について課題を整理するとともに、メリット・デメリットの分析を行うなど、調査・研究を進めてまいります。

○能登委員長 梶原委員。

○梶原委員 今、部長からの非常に前向きな答弁だというふうに思っております。広い施設、結構ございます。遊ばせておくのはもったいないし、利用したいという方も民間も含めて結構いらっしゃるようでございますので、これはぜひ取り組んでいただきたい課題だと思いますので、よろしくお願いします。

小中部長、ありがとうございました。

次に、大規模林野火災の防止策と発生時の対応について伺います。

近年、大規模林野火災の発生が相次いでおります。岩手県大船渡市では約一か月以上も燃え続け、三千三百七十ヘクタールが焼失しております。一方、本県においても、昨年五月四日から十二日にかけての九日間、南陽市の秋葉山で林野火災が発生し、焼失面積は約百二十二ヘクタール、非住家被害七棟、そして、その後に高島町でも発生しております。

秋葉山の火災では、自衛隊、そして東北各県の防災ヘリによる空中からの消火活動や、地上では消防隊員、消防団員、自衛隊、県、警察、南陽市合わせて約一千八百七十人が活動に当たったということでございました。

林野火災の特徴といたしましては、春先に集中しています。ただ、林野火災は一度発生すると、なかなか消失まで消火が難しいということもございます。森林は一度消失しますと、土砂災害であるとか森林への悪影響も懸念されて、二次災害への影響も大きいとされております。

その中で、林野火災への対応について本県ではどのような施策を講ずるのか、本県での近年の発生状況と対応の状況、今後の取組の考えを防災くらし安心部長に伺いたいと思います。

○能登委員長 庄司防災くらし安心部長。答弁者に申し上げます。答弁は簡潔に願います。

○庄司防災くらし安心部長 大規模林野火災の防止策と発生時の対応について答弁申し上げます。

まず、本県における林野火災の発生状況であります。過去五年間の状況を見ますと、年間おおむね二十件前後で推移しておりますけれども、令和六年は二十八件と多くなっております。今年であります。一月から六月二十日までの発生件数は四件ということで、近年では極めて少ない状況になっておりますが、全国的には大規模な林野火災が数多く発生しており、危機感を持って対応する必要があります。

林野火災への対応といたしましては、火災を起こさないための予防活動と、万が一発生した際の迅速な消火活動の二本柱で対応していく必要がございます。

予防活動につきましては、従前四月に実施してまいりました春季火災予防運動に加えまして、今年二月の大船渡市の大規模林野火災を踏まえ、早期に啓発を図るという観点から、三月、四月の二か月間を林野火災特別警戒期間に定

め、新たに県独自の林野火災予防統一標語を定めて、市町村・消防本部と連携をして車両巡回やSNSなどによる県民への啓発活動を強力に行ったところでございます。

これに加えて、国や県、市町村、関係団体で構成いたします県山火事防止連絡協議会が中心となって、四月から五月にかけて巡視活動を実施するなど、重層的に林野火災防止に向けた啓発活動を行ったところです。結果、気象条件の要因もありますけれども、先ほど述べたように、林野火災の発生件数の大幅な減少に一定の効果があったものと考えております。

迅速な消火活動につきましては、昨年度、置賜地域で発生した大規模林野火災を検証し、早期消火に向けた八道県の連携体制や自衛隊への円滑な派遣要請の在り方を整理するとともに、現場の体制について現地指揮本部に災害対策本部や関係機関との連絡調整を担う総括班と、空中消火を行う消防防災ヘリや自衛隊ヘリを一元的に調整する航空運用調整班を設置する等、強化を図ったところです。

また、本年四月には市町村・消防本部担当者会議を開催して、改めてこれら対応、現場体制について確認をしています。

加えて、従前、隔年で実施しておりました林野火災防御訓練について、今年度からは図上訓練を重点に年二回実施するとともに、今年十月に最上地域で開催予定の緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練では、林野火災を想定した訓練も実施する方向で検討しております。

県としましては、引き続き県民の生命、財産を守るため、火災予防に関する県民の意識向上を図るとともに、林野火災発生時の対応を強化してまいります。

○能登委員長 梶原宗明委員の質疑質問は終わりました。

本日はこの程度にとどめ、明日午前十時委員会を開会し、質疑質問を続行いたします。

本日はこれをもって閉会いたします。

午後 二時 二分 閉 会